

第三十八回国会 文教委員会 議 録 第二十一号

昭和三十六年五月十二日(金曜日)

午前十一時十六分開議

出席委員

委員長 濱野 清吾君

理事 白井 莊一君 理事 坂田 道太君

理事 竹下 登君 理事 中村庸一郎君

理事 米田 吉盛君 理事 小林 信一君

理事 高津 正道君 理事 山中 吾郎君

伊藤 郷一君 上村千一郎君

大村 清一君 田川 誠一君

高橋 英吉君 灘尾 弘吉君

花村 四郎君 松永 東君

松山千恵子君 八木 徹雄君

野原 覺君 三木 喜夫君

村山 喜一君 鈴木 義男君

出席國務大臣

文部大臣 荒木萬壽夫君

出席政府委員

文部事務次官 細綱 彌三君

文部事務官 天城 勲君

(文部官房長)

委員外の出席者

文部事務次官 緒方 信一君

文部事務官 木田 宏君

(大臣官房総務課長)

文部事務官 犬丸 直君

(文部事務官)

文部事務官 石井 昌君

五月十一日

委員井伊誠一君辭任につき、その補

欠として和田博雄君が議長の名で

委員に選任された。

同月十二日

委員和田博雄君辭任につき、その補

委員和博雄君辭任につき、その補

欠として井伊誠一君が議長の名で委員に選任された。

四月二十八日

日本育英会法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六四号)(参議院送付)

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案(矢嶋三義君外六名提出、参法第一八八号)

本日の会議に付した案件

学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七四号)

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出第一七五号)

○濱野委員長 これより会議を開きます。

学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七四号)及び学校教育法のの一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出第一七五号)を一括議題とし、審査を進めます。質疑の通告がありますのでこれを許します。鈴木義男君。

○鈴木(義)委員 私はときどき欠席をいたしておりますので、あるいはすでに質問されておることが多いかもしれませんが、なるべく重複を避けたいと思いますので、重複をいたしました。

ころは、御答弁において調整されることを希望するものであります。

学校制度はなるべく始終変改しない方がよろしいというところは当然であります。日進月歩は教科内容において調整をすればよろしいのであります。工業が景気がよくなったから工業教育の学校を作る、農業近代化、機械化促進のために、あるいは米麦の耕作から酪農業、果樹栽培に移るから、そういう農業学校を作るといふようなことは、始終学校の種類を変えなければならぬ。学校は、専門学校にせよ、専門の高等学校にせよ、大学にせよ、そこで完全に教育し終わることができないものではないのであります。そこでは基本能力を養うだけでありまして、すべて卒業後にやることであります。われわれの文科系の学問でも、学士と称する課程をやっても何の役にも立たない。実際に役に立つのは、二、三年実務について勉強し直していく結果、やや役に立つことになると思うであります。ですから学校において学問の完成を求めるといふことは間違った考えであります。現行の六・三・三・四の制度がよい制度であるとはわれわれは思っておりません。これは根本的に改正する必要があると考えておるでありますが、しかし、そのことに触れずに、ただこやこやばり的に一つの別個の制度をここに挿入するといふのはどういふものかと存するのであります。そういう意味において、工業を主とする五年制の高等学校

というものを設けられるように見受けるのであります。そういう教育のあり方について文部大臣に一応御所見を承っておきたいのであります。

○荒木國務大臣 お説の通り、教育制度体系と申しましうか、学校制度の基本線が朝令暮改であつてはならぬ。しかし、すでに御指摘がございまして、六・三・三・四の制度をそれ自体は一応、このなものと申すわけではございませうが、何せよ終戦直後に新しい教育制度として発足しましたことのために、日本固有の諸条件との関係において今後も引き続いてあれでいかうかというところは、一般に小なうとも研究課題であると指摘されたところと思ひます。そういう意味合いで、中央教育審議会に一昨年来諮問されまして慎重に審議されつつあることも、御案内の通りでございませう。建前としてけつこうであるにしまして、具体的には日本に適用する意味での再検討という角度から検討されておることと思ひますが、それはそれといたしまして、中教審の意向としましては、やはり教育の機会均等と申す角度からいまして、大学程度の教育課程を考へるにしまして、専科大学といふ考え方で一本別のコースを考へたらどうかという答申がなされておると承知いたしております。そういう線から単科大学制度の法案が国会に提案されたと承知しておりますが、いろいろな都合によりまして審議決定に至らない

まま最近に参りました。その決定されなかつた理由等も、考へてみますと、もつともな点もございませう。と申しますのは、六・三・三・四の基本線は、短期大学といふことで大学教育は行なわれておるわけにございませうが、今までの考へ方は専科大学に短期大学を移行させるという前提のもとであつたように承知しておりますが、一面短期大学それ自体も、実施以来の実績に顧みまされれば、それぞれの特色を持つ一つの制度として今後にもわたつても継続されていくべき本質を持つておる。にもかかわらず、それを専科大学に移行せしめるという前提に立つた考へ方は適切でないという考へ方になりまして、御審議を願つております高等専門学校の制度を新たに作つたらやからうといふことに相なつたわけにございませう。これにつきましても中教審には一応御相談を申し上げまして、答申をいただいた線に沿つて提案いたしたつもりでございませう。

前に返りまして繰り返して申し上げれば、御指摘のように学校制度体系といふものが朝令暮改であつてはむろにいけないことは、方々われわれも承知いたしております。しかし、同時に学生生徒の側に立つて考へれば、いろいろと家庭の事情、本人の能力、希望等が千差万別だと思ひます。ある者は不幸にして義務教育だけで社会人たらざるを得ない。またある者は高等学校程度で社会人たらざるを得ない。四年制の大学に進む能力と条件とを備へた人も

おると同時に、短期大学程度で満足せざるを得ないという人もおる。さらに特に専門的な教育課程を通じて社会人たらしめようとする意図を持った人もたくさんおるわけでごさいます。そのことを対象にいたして高等学校と短期大学を結びつけたような、しかもそれは五年間一貫した教育を受けることによつて、その向き向きの特色、能力を充実し發揮する、その姿で社会人となるというところが、その学生生徒のためにも幸福であることも当然予想されるわけでごさいます。それは反面、経済の発展あるいは科学技術の革新、伸展等に相応じまして、学窓を築立った者の社会人たるべき場が進歩、発展、変化を遂げつつある、しかもその変化は急激であり広範にわたつておる。そういうことを対象として考えます場合に、社会の需要というものに應じ得る制度を、しかもそれは当面一時的のものでなくして、私から申し上げるまでもなく御承知の通り、最近科学技術の新しい分野が急速に展開されて、それが日常生活に密着する姿になって、その面からの人材の需要が熾烈なものがございます。これは世界的な傾向であり、日本もその例外ではない。これは将来発展的な姿を期待する限りにおいては、当然永続していくべき方向であらうと思つております。その社会的、経済的な方向に対処する能力を、この高等専門学校を通じて学生生徒に与えることは、教育の責任の立場において必然的に考えねばならない事柄であり、しかもそれは一時的なものでなく教育学校体系としても一本考へてしかるべき課題である、かような問題の取り上げ方に立脚いたしまして御提

案申し上げ、御審議を願つておるつもりでございます。

○鈴木(義)委員 そうすると念のため重ねて伺いますが、今度のこの制度は従来の六・三・三制の外にある別個の制度である、こう考へてよろしいわけですね。

○荒木国務大臣 御指摘の通りの制度だと考へております。

○鈴木(義)委員 そうすると、この四年制ないし五年制というのは、現在ある大学の一年、二年制と年令的に同じくなるわけでありまして、しかしいわゆる専門学校の学生と別個の社会的取り扱いを受ける。これはかなり心理的影響のあるものでありまして、われわれの学生時代にも、やはり中学を出たときに専門学校へ行くのと、それから高等専門学校に行つて大学に行くことと定された者と分かれたわけでありまして、その間には、非常に心理的な差がある。たわけでありまして、そういう点において、非常にまずいものがあると思つて、非常にもあります。むしろそこに短大というものがあつたのでありますから、どうしてその短大を活用するわけにいかないのか、また高等学校の中にも高等工業学校、ほかの農業、商業その他は言う必要がありませんから申しませんが、そういうものとの関連において、もう少し考へる余地があるのではないかと、お尋ねをいたします。

○荒木国務大臣 短大の場合は、短大に入ります前に高等学校を卒業するわけでごさいます。高等学校の卒業後、それ自体は完成された教育の形となつて終わるわけでありまして、高等専門学校の場合は、現在の高等学校の一年に入りますときから始まつて、それにブラ

ス二年を通じまして五年間、一貫した専門の教育を中心に授けていこうというところにねらいの特色がございまして、短大とは別個の目的を果したし得る、またそこに学ぶ人々の特性に應じた教育ができるという意味で先ほど申し上げましたような別個の系統として取り上げたような次第でございまして、短大は、高等学校を卒業して四年制の大学に入りたと思つた人で短大に行く人もございまして、短大の目的とするところ、自分の考えを合せて、高等専門学校は高等学校で終わつたが、さらに二年なり三年なりの短大の課程を終えることによつて社会人たらしめようとする人々のための門戸であるということ、少なくとも学生、生徒側から見て、教育の機会がより多く与えられる角度から見ました場合に、これが別個の制度としての存在価値が十分にあるものと存するのであります。これを卒業した者が社会的にいかになる待遇を受けるか、あるいはこれに入るときに心理状態がどうかということ、御指摘のような意味合いもあるかと、私は思ひます。要は五年制の高等専門学校を通じて身につけた人間的な内容なり、あるいは専門科目についての能力なりというものを社会が評価して受け入れるということに帰するとは思ひますけれども、少なくとも専門に關する限りは短大とは違つた、内容の充実した一貫教育を受けたものがゆゑの社会的な価値判断が新たに生まれてくるものというふうに考へておる次第でございまして。

○鈴木(義)委員 たとえば今度できる新制の学校に入るとすると、中学卒業のときに決しなければならぬわけ

す。今日の中学卒業生は昔の中学卒業生とは年令的にもだいぶ違ひまして、小学校を終えてその先三年やるだけで、このころの二年の差というものは、昔の中学五年を終えた者は、自己の進むべき道について相当自主的に決定する能力があつたと思う。今日の中学を終えた者が、お前はこれからどういう方面で生きていくか、自主的に決定する能力が十分にあるとはちよつと思われぬ。そうすると親や先生やその他の指導者がきめてくれるという形でこういう高等専門学校を選ぶということになると思つております。しかもそれが全生涯を支配する問題だ。教育の上から申しまして本人が後日、自分が自主的に選んだなら別な方を選びたかつたというふうに考えることは非常に気の毒なことだと思つて。そういう憂いがないか。そういう点については当局としてはどういうふうにお考へですか。

○荒木国務大臣 ただいま御指摘の点は、ある程度私も同感の意を表するにやぶさかでない。しかしながら、一方考へますと、現在でも中学を出て農業高校に進むか、あるいは工業高校に進むか、一般の大学系統を志して普通の高等学校に進むかということの判断につきましては、同じ立場に立たせられると思つております。それよりも五年間を通じた教育が待ちかまえておる。五年間自分の意思決定が制約されるという意味においては、程度の差において御指摘の点を私も憂へるものではないと思つて、その差はそう大きくはなからう、もしその懸念ありとするならば、そうでない場合よりも、中学における先生方の生徒に

対する将来の方途を選ぶについての助言が幅広く行なわれなければならぬというところは当然出てくると思ひますが、そういう意味では中学の先生方にごめんどうを願つて、本人の適性、能力に應じて方向を誤らないように、また親たちをいたしまして、今までの学校を選定するときに、今までの見通しを持って、自分の子供の適性、能力等も冷静に考へて本人の意思決定の援助をしてもらうという面は付加されると思ひますけれども、そのことは実際問題として可能なことであり、また特にそういう考慮を払つてもらうことによつて、漫然と高等学校を卒業して、大学を選ぶときに本人の意思が尊重されるよりも、より懇く、本人にとって不幸が待ちかまえるというほどのことではなからう、十分な親切氣を持って考へます限りは、誤りなきを得るのではなからうかと期待している次第であります。

○鈴木(義)委員 あるいは今度の新制の専門学校を卒業した後に、本人が向学心が強ければ四年制の大学に入る道もあるのだ、こういう弁解をされるかもしれないと思つて。事実そういう説明を聞いたことがあるのです。しかし、それは制度の上でできるというだけのことで、実際にこういう学校を出た者が現在の大学の三年、四年に入るというところは、まあ不可能ではない。それは試験を受けて及第すれば入れますけれども、実際は大学において教へておる学術あるいは技術、そういうものを修得するには基礎となる一般教養が足りない。大学とその他の学校との差は、一般教養が十分であるのかどうかにかかつておるのであ

りまして、実際はやれない。それで今日でもそういう人で普通の大学の三年に編入を希望して別な学校を受けたときに、入ってはくが、卒業というところになって一般教養が足りないということでも、学生をもちろことができないという学生が相当おるのではありません。それと同じような意味において、現在の大学制度にならざるということは、言うだけであって実際は効能がない、こういうふうな考へておるのであります。その点についてはいかがお考へてありますか。

○荒木国務大臣 高等専門学校が五年きりで完成をして、四年制大学とのつながりが全然ない、いわゆる袋小路の制度であるということでありますれば、学生、生徒本人の、これこそ教育の機会均等の権利とでもいうべき立場を無理に押えるということになるわけでございます。そこですでに御指摘の通り、四年制大学に編入する道もあわせ開いておくべきであるという考慮はいたしております。しかし、普通の高等学校を卒業して自由に選ぶ場合と、教育課程、内容が違ふから不便不自由があるのじゃないかという御指摘でございますが、この点も一応考へあわせてつもりでございますが、具体的に教育課程につきまして御理解のいくような御説明がちょっと私にできかねますので、その点は政府委員から御説明することをお許しただきたいと思ひます。

○天城政府委員 今度の高等専門学校の教育課程の問題につきましては、その学校の教育目的自身からいまして、かなり充実した案を現在検討いたしております。特に今後の社会の目ま

ぐるしい発展を予想いたしますと、あまり目の前のすぐ役に立つ教育ということだけに引かれていくということとは十分でございます。この高等専門学校におきましても、やはり基礎的な科目にかなり重点を置いて考えていこうと思つております。もちろん、それには技術系を中心と考えますので、自然科学系、特に数学また外国語につきましては時間も相当つめて、基礎を固めるつもりであります。人文社会系の一般教養の科目につきましては、現在の高等学校、短大を通じてきた程度のことでは十分やれるだけのものを組み込もう、こう考へております。従ひまして、制度といたしましては一応独立の学校制度でございます。それから、当然大学に結びつくという形にはなつておりませんけれども、本人の希望によつて、さらに大学に進学したい場合には、学校制度が違ふわけではございませんけれども、基礎的にはかなりの力を持った教育ができると考へております。

○鈴木義委員 その御答弁は私は満足がいくと思つておりますが、押し問答をしても仕方ありませんから一応先へ進めますが、こういう学校の設立によつて、理工科系の教員がさなきだに不足しておるのですが、これによつて一そう深刻化するのじゃないかと思ひますが、この見通し及び対策等について、お考へはきまつておるのであるかどうかお聞きしたい。

○荒木国務大臣 一般に教員組織の充実は、特に理工系におきまして非常に困難をしておることは御推察の通りでございます。四年制大学であれ、短大

しましても、その悩みは同じ立場に置かれるわけでございます。そこでこの高等専門学校だけに限らず、大学を初め高等専門学校に至りましても、さらには工業高校の教員の獲得ということにも一般的対策が必要であるわけではございますが、工業高校につきましても、別途御審議願ひました制度によつて、まがりなりにも充足できるであらうと期待いたしております。この高等専門学校の教員組織は、四年制ないしは短大の教員組織とはほぼ同程度のものを要請されるわけでございます。ところが、この大学院入学の志望者も年々むしろ減少の傾向にあるということも、一般問題として非常に憂へられるわけでございます。これに對しましては、大学教授それ自体の給与改善の問題もあつて同時に、この高専の教員に対する給与の問題も、むろん同様の角度から、今後わたつて充実する努力をすることによつて、民間にスカウトされる率を少なくするといふ一般的課題があると思ひます。それはそれなりに年々の努力によつて積み重ねていくべきものと心得ております。その一応の第一段階は、御審議御決定を願ひました人事院の勧告によつてある程度満たされておりますが、これだけではむろん足りませんから、今後の努力に待ちたいと思ひます。大学院に入ります者に対しては研究費、研究手当を出す、さらには奨学育英の制度の上から、今まで以上に金額をふやしまして、大学院に学生を誘致するといふ考へ方、すでに御決定願ひました三十九年度予算に何がしかの予算を計上い

たしておるわけでありま。そういう教授グループ、教員組織充実のための方法としては、今申し上げるようなやり方以外には当面ないのでございまして、今後の努力にも待たざるを得ない点があり、十分じゃございせんけれども、極力今申したような線を押し進めることによつて、教員組織の充実に遺憾なきを期したい、かように思つて

いるわけでありま。

○鈴木義委員 この問題は相当深刻な問題で、教員不足の問題は今無理に充員すればなくなりま。けれども、それは形を整えただけで、適任者であるかどうか疑問であるといふ学校が多くなるように思ふのであります。むろん待遇その他を改善しなければならぬ。その待遇をよくするわけにいかない。そこで大学を出て長い民間のそれそれの専門の工業生産に實際従事している技術者で優秀な人を、講師といふような形で活用したらどうかと思ふが、なかなか講師にも採用しない。むろん特定の会社とか企業から連れてくるということは、情実を生ずる、その企業に利益を与えることになるか、いろいろなことを中して結局遠慮するわけでありま。何か一定の基準を設けてそういう弊害をなからしめるとともに、一つの会社だけをずっと続けてやることは会社にとつても迷惑でありま。すから、かわるがわる二、三年ずつ手伝はせるといふようなことによつて、実は専任の教授などよりは有能で、ほんとうに指導のできる教員を獲得できると思ふのであります。これは私の一つの試案として申し上げておきますの

で、それについて当局のお答を聞こうとは思ひません。

とにかくすでに高等専門学校の教科内容といふものを新聞に発表されまして、拝見いたしました。が、いかにも専門科目に片寄つておる。私は学校教育上最も尊重されなければならぬものは、どういふ種類の職業の学校にせよ、基本となる一般教養である、こう思ふのであります。それができておれば、卒業した後に十分活用し、自分の技術のみがいて、そしてあらゆる面で役に立つ人間ができる。その土台の方でできていなければ、いかに機械を動かすことだけを早くから教へても、それは一つの職工にはなるかもしれま。が、それ以上のものになるといふことはちょっとむずかしいのじゃないか。むろん中学を出てすぐに入る工業高等学校といふものがありまして、そこを出れば一通りの優秀な職工あるいは技手といふようなものになり得るわけだ。これはどういふものををねらつておるか存じませんが、大学を出た者は技師といふものになるとしますれば、これを出た人はその中間を行く、下士官みないなものを養成するといふ趣旨じゃないかと思ひます。

そこまで持つていくくらいならば、やはりもっと一般教養に力を入れて、短大でもよろしいから、そこを出た者を工業の方に回す、工業系統に即するのじゃないか、かように思ふのであります。私今から四十年ほど前に留学しておるとき、ギリシャの遺跡を見たいと思つて、イタリアから船を載してギリシャのアゼンサに向かったのです。そのときに船の中に二日ほどお

りまして一緒にになったのがドイツの高等工業学校を出た技師であります。これからギリシャの鉱山に自分は指導のためにいく。そこに数年おって働くつもりである。ところが私はそういうこととはちっともちんぷんかんぷんでわからぬから、私と話したことは政治のことであり、外交のことである。ところがプラトンを語りあるいはアリストテレスを語り、とにかく博識なのに驚いた。それが鉱山の技師であり、ドイツの技術高等学校を卒業した人であります。そういうのも大学と同じことですが、私はやっぱりああいうふうだから、ほんとに異国に行っても、心に楽しみを持って働いていくことができることに、その人のやる事が足が地についているのだ。このごろでは日本の技術出身の方々もだいたいそういう人がふえましたが、とにかく一般的な教養というものが十分にあって、その上に専門的な教養並びに技術を身につけておるといふことは非常にとうといことである。どうもそういう点についてこういう制度は中途半端で、結局は、もし即日役に立つ優秀な技手を養成するというのなら、工業高等学校で必要にして十分じゃないか。それを一つ拡大し、増加すればよろしい。もし技師として大いに技術革新についていくだけの人を養成しようというならば、せっかくある大学をもっと充実させて、それに充てればよろしいはずであって、すでに短大を含めて五百数十の大学があるといわれるのが国に、いま一つ別個のこういう高等専門学校というものを設けなければならぬということ、法律の上で制度として設ければ、必ずこういうものを、公立としては幾

らも作らないかもしれないが、私立の方ではどんな作って、結局はまた別種類の、この種の学校を許すことになり、そして従来の短大を圧迫する。これは教育制度、教育行政の上から容易ならぬ混乱を引き起こすのではないかと、私にはおそれるものであります。そういう点について御所見を承りたい。

○荒木国務大臣 初めにお話になりました教員組織の充実の一端として、民間企業に現に働いておる人を講師というふうなことで応援させるということをお話になりましたが、私どもの方でも、そういう方法は当然あわせ考えてやるのでなければ現実問題としてやれないであろうという考慮はいたしておるわけでございます。当面の民間企業の事業欲にまかせて、高給を与えて、スカウトするような格好で取りはしましたものの、後続部隊の養成ができません。これを最近痛感し始めまして、何とかそういう面でも協力しないことには、一時的にはいいのだが、長い目ではだめであるという気分も産業界には発生しておるようになり、承知いたしたす。そこでございませんでも、御説のような考え方をやるべきであります。が、そういうふうな風潮があります。素でもあらうかと思つて、ある程度期待をつないでおるような次第でございます。

さらに、この高等専門学校が中途半端なことになるのじゃないかという御指摘でございますが、見方によればさう言えないでもないと思ひます。しかし現実の必要というか、あるいは学

生、生徒の能力なり特性なりというものが、この高等専門学校を通じて育成され、社会人となることを期待し、かつその教育によってその人の能力を百パーセント伸ばし得る道でもあるうかと私どもは期待しておるわけでございます。御指摘のような四年制大学程度のもので履修したいという人はその方を選ぶ、またそうでない高等専門学校を選ばんとする者はこれを選ぶということ、それぞれの特色を発揮するようになつて、それぞれ教育の一つの目的として御提案申し上げているような次第でございます。一般教養科目が必然的に他の大学に比べますれば足りない点があることは、御指摘の通りにならざるを得ないと思つてございませうが、しかしこれも運用の仕方によりましては、実質的にその欠陥を最小限度にとどめ得ることも不可能ではなからうと思ひまして、当該学校の運営上特に考慮をいたして参りたい、かように存じておる次第でございます。

○鈴木義委員 そういふ点について私ども心配する点とともに、どうも行政当局としてもあまり確信のあるような自信のあるようなお答えでないというのを遺憾に存じます。これは一つ真剣に考えていただきたいと思うのであります。ことに今の大学あるいは諸種の学校に配分される予算等を見ますと、いずれもスズメの涙式のものであります。とうてい一つの営利会社の研究所にも及ばない。個人の待遇が悪いことはもちろんとして、弟子はみなりっぱな月給をもらつて豊かにやつておる。先生はいつまでも焼イモをかじりながら研究室に閉じこもつて

おるといふような調子でありまして、これは仕方がないといへばそれまでであります。日本の技術教育の伸展のしにしかく真剣に考えていただかなければならぬ問題だと思つたのであります。研究の設備等も、これはお話を聞かない貧弱なものばかりでありまして、現在すでに貧弱なところへ、またこういう学校ができて、これに新しい設備をどれだけ予算の上で提供し得るか、どうも従来の実績にかんがみますると、危惧なきを得ないのであります。どうかそういう点について十分に安心のできるようなお答えが望ましいと思つて、できないのじゃないかと思つて、ことに短大を圧迫することは民間でも非常に心配をしておるところであります。短大において工業学校ができるならば、一そう研究設備の充実、研究資金の供給、そういうことを豊かにしませなければ、結局学生がでなくなつてしまふ。先ほど大学院が利用されないとおっしゃいましたが、今のような制度では、よほどの物好きで進歩者でもなければ大学院に入るわけにはいきません。必ず二年間おれば修士にだけはするようでありまして、あと三年おれば必ず博士にするかという、必ずしも卒業論文等が通過するとは限つておらない。でありますから結局物好きにあそこに金持ちのむすこが行つておるといふだけのことになりまして、もつとほんとうに必要を感じて勉強することのできるような国内留学みたいな制度にして、各企業体が学費を出す、あるいは優秀な者に対しては国家が学費を給して、そして大学院程度の勉強をさせるというならば、大学院が活用されたと存じます。今のような程度で大学

院に行くことはほとんど耐えがたい犠牲を負ふことになりまして、私がある会社にお頼みしてとつてもらった優秀な青年が、高等工業学校を出てそこに職工として就職したのであります。非常に向学心に燃えておるので、特に会社に頼んで夜間の工科大学に入れてもらったのであります。しかるにそこを優秀な成績で卒業した。会社にとつてはもつと深い勉強をしてやつてもらいたい。そこで化学の方でありますが、東京工業大学の大学院の試験を受けたのであります。なかなかむずかしいのであります。首尾よく合格しまして、そして会社で前の普通の大学までは仕事をした上で夜だけ通わせる夜学だったので、今度は会社を休ませてそして学費を給して大学院へ行くことを会社は奨励しておる。そういうまれに見る例がありますが、そういうことが行なわれれば初めて優秀な青年が大学院という制度をほんとうに活用できるのであります。そうでもなければちよつとむずかしいと思つておる。ましてやこういう中途半端な学校を出た後は、ただ実務について、そして科学技術革新といひまじうか、非常な変化と進歩であります。従来基礎的教養の足りない職工あるいは技手はついていけない。今日中年で失業する者が非常に多いのは、何ともどうも使ひ道にならぬ。若い者にどんなに押されて、どういふふうな機械を扱つていいかわからない、こういうことに気の毒な人が多いわけでありまして、そういう者こそ再教育して、そして技術革新についていけるようにすることが、私は企業の使命であり、国家の任務であると存じます。中小企業な

どではやはり同じ悩みがありますけれども、とても自分の力で学校に留学させて中年の技術革新におくれた職工の教育をやるわけにいかない。これはどうしても国家と企業とが共同してめんどろを見てやるほかはないのでありまして、そういう点にこそ、こういう学校を出たらすぐに入る、少年時代、青年時代の教育の足りなさを感ぜておる者を再教育する方途について考えるべきではないか。そういう制度を一つお考えになった方がなお実際のところ、かように考えるのであります。そういう点はいかがでありますか。

○荒木国務大臣　すでに社会人になった者を特性に応じて再教育することを国として考えることが実際のところ、必要ではないか、こういうお説でございますが、まことに示唆に富んだお話として承ります。検討させていただきます。何とか制度づけをし、もしくは予算的な措置をすべきか、いなか、するとしてどうだということばかりをせんけれども、一つの課題として検討の価値ある御提案であらうかと思ひます。

短大等を圧迫するのではないかと、うお話がその前にございましたが、これは露骨に申せばそういうこともないとは言えないと思ひますけれども、しかしそれは国立の高等専門学校を作つて圧迫するなどということではなくして、私学におきましても、要すれば高等専門学校この建て方の学校を経営することは当然道が開けておるわけでございますから、私学みずからの自主的な判断において高等専門学校のコースを作られるところもございましょう。

し、あるいは場合によりましては工業関係の短大を高等専門学校に、これまた私学の自主的な判断によって引き直すということも是なりとする向きも出てくるかもしれません。短期大学制度で十分ならずとするならば、短期大学を四年制大学に持つていくということも私学側で考えられることもあるでございましょう。あくまでも私学それ自体の自主的判断において、新たなこの制度に突っ込んでいくかどうかというところは、私学それ自身の問題として考えられ、それに必要であるならば国も援助を惜しまないという考え方に立って初めてこの問題が調和を得て存続し得るものと考えておるわけでございます。この制度それ自体が短大を圧迫するということを一般的にお考えいただく必要はないように実は考えておる次第でございます。

○鈴木義委員　これは議論になりますから他の機会に譲りますけれども、実際学校経営者の立場から言つて、こういうものができまると、どっちかに片寄らないと経営が困難になってくる。大体短大というものはあまり採算がとれない、そういうものであります。文科系のものならばどうにかやっています、理科系のものになつたらおそろくペイしないと思ひます。われわれの間でも、しばしば理工系の短大をやろう、あるいは四年制の大学をやろうという議論は起りますけれども、そろばんをとってみると、とうていペイいたしませんからやらない。おそろくはかもうであらうと思ひます。すでに存在する短大はどれくらいか存じませんが、こういう点ごくわずかであらうと思ひます。おそろく成立が不可能

になりはせぬかということをお心配いたすものであります。そこでわれわれの考えでは、すでに高等工業学校があるのだから、その方これを拡大し、充実に、できるだけ需要を満たすということ、残るは工業専門学校と大学というふうな二本立てにせず現在の大学を生かしてやつていくべきではないか。ことに現在の大学は御承知のように非常に文科系に偏重しておる。こんなに文科系に偏重しているのは世界でも珍しいのではないかと思います。ただ肩書きさえもらえたいというふうな連中が文科系にみんな行つておるわけですから、ほんとうに生産に参加して、そして大いに貢献したいというふうな者は理工系、理科系、そういう方面に行かなければならぬのでありますけれども、大体そういう学校が非常に少ない。あつても収容する人員が非常に少ない。そして設備が非常に不完全である。出てから大会社の研究所に行つた方が近道なんです。今の大学院なんかにぐずぐずしておるよりは、いわゆる大会社の研究室に行つた方が早い。よく勉強ができる。こういうことで、非常に問題がそこに横たわつておるわけでありまして、ですから、文科偏重を排するといふか、もっと一つ理工系に力を入れて、それでそういう方面で学生をふやし、設備を思い切つて充実させる。いろいろそういうことをわれわれは期待したいのであります。そういう点についてはいかがでありますか。

○荒木国務大臣　ただいま御指摘の点は、一般に大学制度がいかにあるべきかについて、先刻も申し上げました通り、中教審で慎重に御検討を願つてお

る課題につながると思ひます。前の松田大臣のときに、金のかかる理工系は国立にして、金のかからない文科系統は私学に全部ゆだねたらどうかというふうなことをアドバルーン的に言われたことが新聞に出ておることを私は見たことがありますが、それがそうでなければならぬという意味でなくして、今鈴木さんのおっしゃつたような意味では、現実と大学制度とのギャップが非常に大きい意味においてある程度示唆された発言かとも心得ておりますが、いずれにしても、中教審の慎重な検討を待つて、方向づけを一応承つて、その基礎の上に十分検討をして今後に向かつての体系づけを考えねばならぬことかと存じますのであります。大学が多過ぎるなどと言われますが、一応の推定ではございませうけれども、池田内閣の政治目標たる所得倍増ということだけを考えまして、大学卒業程度の人材が理工系について相当足りない。今までの実績を基礎としておる点において十分でない点はむしろございませうが、教員組織の隘路のゆえに、入学定員一万六千人程度を一応十年がかりでやることとらざるを得ない推定になつておることは、大学が多過ぎることではないという、現実の必要との関連においては感じられる点もございませう。いろいろ考えるべき課題が多過ぎまして、今すぐお説に対して私どもの考えを明確に申し上げ得ないことは申しわけないことと思ひますけれども、しかし、お説のことは当然好む、好まざるにかかわらず、直面した課題であり、なさなければならぬ課題であることは十分了解で

きるのでありまして、今後の努力に待たしていただきたいと思ひます。

○鈴木義委員　なるだけ簡潔に午前中に終わるように努力いたしますけれども、せっかく始めたんですから、いまだ少し御了承願ひたい。

ところで、私数年前に中共に視察に参りましたときに、あちらの大学の学生がどれくらい比率で、どういふふうに通じているか調査したのであります。今ここにその統計を持つてきておりましたが、法科系の学生というものは、あの四百余州の六億二千万の人口のところに九百何人というように記憶しております。そして理科のほかに工科の学生が十六万人、もっとも多かつたはえて飛んでいく。在学中からみんな行く先がきまつておる。そういうのは社会主義的建設の途上にある国としては当然であらうと思ひますが、何も社会主義的建設だけでなく、わが国は同じことだらうと思ひますが、わが国はその逆をいつている。法科、文科、経済科、そういうところが七、八万、それ以上なものが四、五万、工科関係だけをとりゃあ上らない。そして工業生産が十分には上らないといふことを嘆息しておる。これは一つ大いに実業家も行政当局も相協力して考えなければならぬ問題である、かように申し上げておく次第であります。ことにわれわれの立場からは、中小企業に働いておつて、そしてだんだん時勢におかれて道徳性をなくして再教育するか、そして新しい技術革新に適応させていくかといふことが大切な問題でありまして、別に

そういう一つの案を提案したいと考えておる次第であります。政府としてまた少年時代から上に上がっていくときの学校制度だけを考えずに、諸外国でやっておる市民大学的なもの、つまり一般に世の中へ出てから、そのときそのときに不足を感じる知識を補充して、時勢におくれないでいくことができるようにさせる教育、そういう教育の制度について、この機会に十分一つお考えを願いたい、こういうことを申し上げて、一応私の質問を終わることにいたします。

午後零時十八分休憩

午後一時五十二分開議

○濱野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。村山喜一君。

○村山委員 初めに大臣にお尋ねをいたしますが、今回所得倍増計画なるものが政府の閣議決定で出されているわけでございます。その中に科学技術者の不足が十七万人ある、工業高等学校卒業程度の技術者の不足が四十四万人予想をされる、こういうようなことがございます。そこでこの学校教育法の一部を改正する法律案の提案理由を見てもみますと、中堅技術者の不足を解消するということになっているわけでございますが、所得倍増計画の中におきましては、科学技術者というような形の中にこれが入っていると考えるわけですが、その所得倍増計画を作られた際においては、大学における科学技術

者の養成ということが言われているのでございまして、こういうような高等専門学校におけるところの技術者の養成というものは考えられていなかったはずであります。これがここに中堅技術者の養成というような立場で出されてきておりますが、これは大学の卒業者は科学技術者であり、そして今回この高等専門学校がございまして、これの卒業生というものが中堅技術者、さらに高等工業の卒業生が初級技術者、こういうふうな体系をつけて今後考えていくとするものであるのか、この点について大臣はどのように所得倍増計画の中にこれらの問題を反映をしておられるか、それとの関係はどういうふうになっているのかという点を承りたいと思ひます。

○荒木国務大臣 科学技術者あるいは中堅技術者、技能者等いろいろな用語が使われておるわけでございますが、今御指摘の所得倍増問題に関連する十七万人の供給不足と申し上げておるその意味の科学技術者、その範疇にこの高等専門学校を出た者は入る概念としてとらえておるつもりでございます。

○村山委員 そういたしますと、この所得倍増計画の中におきましては、この養成の問題として、新しい工業大学を設置するというのが既存の大学における学部学科の構成に検討を加え、そして定員増加をはかっていく、こういうことを出されているわけですか。ところがこの所得倍増計画の中においては今の高等専門学校の考え方のものはございません。だからそれとのズレは一体どういうふうにして、その十七万人の科学技術者の範疇に入るといふこととあれば、それらの問題に対してどう

いうふうになっているのかというところをさらに説明をお願いします。

○荒木国務大臣 所得倍増計画に関連いたしまして、現行学校制度のままであるならば、約十七万人が不足する推定になる、それを大学教育を充実するという建前で、入学定員一万六千人の増加をはかりたい、それが果敢に七、八千というものが不足するという推定になるというのを御報告を申し上げておるわけでございますが、この推定の計算の中には、御審議願っておりますこの法案に基づいて出てくるのであらうところの工業高等専門学校卒業生というものは、その数字の中には見込めないわけでございます。言いかえしますと九万七、八千の不足を生ずる、その赤字補てんにはなりませんけれども、一万六千人の学生定員の増といふ中には見込まないでおります。

○村山委員 一万六千人の学生定員の中には見込まないで、新たに大学でなみの一つの高等職業訓練を目的にするところの学校として高等専門学校が作られていく、それは十七万人の科学技術者養成計画の数の中に入らざるを得ない、こういうことになりまして所得倍増計画を作られた当時においては、こういうような高等専門学校制度の養成制度といふものが考えられていなかった。その後においては、この問題は出てきたんだ、こういうふうに把握して間違ひございせんか。

○荒木国務大臣 午前中も鈴木さんのお尋ねに対してお答えを申しまして、幾分触れたつもりでございますが、この高等専門学校の構想は、淵源を申し上げれば、中教審の答申によれば、御

案内の通り専科大学制度を立てることによって、これと似たような目的を果たしたらどうかという構想から、数回法案が提案されたのでありますが、審議未了に終わったことも御案内のごとくであります。その審議未了になりましたのは、一つには現在の短期大学との関係において、当時の構想は短期大学を漸次専科大学に移行していくという建前になっておったと思ひますが、そのことがはたしなくも短期大学なるものが生まれ出まして今日までに独自の境地を開拓して、それ自身存続の価値ある姿になっておる、その現実とぶつかったために、短大方面からの反対の声もあって、そのことが国会で考慮された結果、審議未了になった有力な一つの理由であったと私は承知いたします。そういうことを考え合わせ

面の推定数字の中に、すなわち一万六千人の学生定員の増というその計画の中には入りかねました数字が、今まで御披露されておる次第でございます。経過を申し上げると以上の通りでございます。

○村山委員 経過につきましてはただいまの大臣の答弁で了解いたしますが、この高等専門学校の卒業生は科学技術者の中に入るのだ、こういうようなお答えのようでございますので、では科学技術者の養成になる科学技術教育の本質というものは、大臣はどのように把握をしておいでになるのかというところをお尋ねをしたいと思います。これは先ほど新聞で五月の九日にその教育内容がきまつたとして伝えられております。この五年制高専の授業時数は週に三十九時間という内容を見てみますと、いわゆる科学技術の非常に革新的な伸展の中にあります。今日の現象から考えて、はたしてこれは科学技術者と言われるような人物を養成していくのには持っているだろうか、その教育内容ははたして適当なものであるだろうかといふことを考えなければならぬ。そういうような教育というものは、科学技術者の教育というものの本質はどういうようなあり方でなければならぬとお考えになつておられるか、大臣にお答えを願ひたいと思ひます。

○荒木国務大臣 正確な表現では私も申し上げかねることを思ひますが、本来の四年制大学の教育は、学問のうんのうをきかめるといふことを目標にしておると思ひます。それは同時に学生の教育といふこととあわせて、研究をするという課題を含めてそう理解されるところでございまして、この高

等専門学校におきましては、学問的なうんのをきわめる研究という目標は一応伏せておきます。近代的高級の科学技術を理解し、身につけるということを中心とし、言いかえれば学生の教育ということに第一に、それですべてであるというふうな考え方で教育を目ざしております意味で、四年制大学とは趣きを異にするかとは思いますが、少なくとも学生の専門的な教養を高めるところでは、大学と何ら異なるところのないことをねらいとしておる。その意味において、換言しますれば研究は一応伏せるのだが、四年制大学で目ざすところの専門的教育課程は十分に身につけて送り出した。そういうところをねらっておるわけでありませう。

○村山委員 提案理由の中に「工業に關する中堅技術者を養成し、もって産業の発展に寄与するため、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする高等専門学校の制度を設ける必要」性があつて提案をした、こういうふうになつてゐるわけですが、最近におきますイギリスやあるいはアメリカ、そういうような先進資本主義国家におきまして、最近の科学技術の飛躍的な発展という問題から考へて、国民に自然科学や技術の基礎について現在よりも高度な知識や能力が要求されるに至つてきた。それは今後においてどのような職業やあるいは進路をとろうとしても必要なことであるといふことで、イギリスの技術教育白書やクラウザー報告、アメリカのコンラント報告等を見ても、これからの科学技術教育というものは、現在の技術に密着した、狭い融通性の

ない知識や技術についての修得を目ざすものではなくて、自然科学や技術について広い基礎的な学習が考えられなければならないといふことを批判をしておるようでございます。そういうふうな警告がすでに発せられてゐるわけでございます。この五月九日にきまつたといわれる教育内容、これは今回この法律案が通りまると、学科なりあるいはその内容については省令で定めらるやうになつておるもので、すでに文部省で内定をしてゐるものだらうといふふうな考へるわけでございますが、この内容は確定的なものとして論議して差しつかえないかどうか、この点について大臣はどのように事務当局から報告をお受けになつていらつしやるかをお尋ねをします。

○荒木国務大臣 実は新聞に出たのを私は知らない程度でございます。所管局で今度検討を加えておつた一応の素案であり、試案であると存じます。確定的なものではございません。文部省として形式を整えて決定しましたものではないことを申し上げます。

○村山委員 ところが不思議なことに、これは教育専門の新聞だけではあきません。一般の商業新聞、大きな新聞は全部この内容について、すでに決定をしたかのごとく知らしてゐるわけですが、ただ記者がそれを察知するといふだけでなくて、こういうようなものについて今後の教育内容といふこと、これは知らない間に事務当局の方から新聞記者に原稿が渡されたに違ひないと思ふ。そうでなければ、きわめてこの内

容は具体的であり、しかも明確に出されてゐるのですから……。その点はどうですか、官房長。

○天城政府委員 これは法案の御審議を願つてゐる過程でいろいろ中身の問題等もわれわれ研究を進めて参つておりました。高等専門学校の教育課程におきましても事務局において幾多の案を考へておつたわけでありませう。今日大体こういう試案が今の段階で考へられておりました。特に現在の段階で高等専門学校という五年制の学校といふだけで、どういふ教育をやるか中身がよくわからないからという記者クラブの方の御要望もあつたりして、少しレクチャーをしてくだないかといふことで、特に新聞発表された文部省の最終決定といふことでなく、教育内容として試案として考へられるものはこういうものがあるといふことで御説明申し上げたのが、先ほどのものであります。なおこの高等専門学校の教育課程でございますけれども、こういう形でございませうと法定的に実施するといふ考へを持つてゐるわけではございません。

○村山委員 内容の問題も非常に今後の高等専門学校の性格を規定づけていく上において重大な問題があると思ふのです。今度提案理由の中にありますように、この五年間の教育課程を終わりました卒業した者で、将来四年生の大学に編入する場合の道も開いていく、教育の袋小路をなくしていくのだといふようなことも提案理由の中にいふされてゐるのです。そういったこと、そういうような学校に進学ができれば、そういうものが教育内容においても考へられなければならないし、さら

にまた今日の科学技術革新の時代にあつての新しい教育のあり方、そういうような点から、この内容についてはもちろん考へていかなければならないと思ふ。そうした場合には、その問題は現在まだ実施に移つていないで、移行的な段階にあるわけですが、高等学校の新しい教育課程に対するところの考へ方というものの間に開ける関連というものが当然考へていかなければならない問題がある。きょうは与えられた時間がそうよいいございせんので、それらの問題については後ほど時間があつた際に御尋ねをいたすことにいたします。まずこの問題はいろいろ制度の上から一つ質問をいたしてみたいと思ひます。

大臣が先ほどからいろいろ今日の法案提出に至るまでの経過措置についてお話がございましたが、その中でたえず言われるのは、中教審といふことを非常に尊重してゐるにやうなわけですが、今回この法律案を提案するにあつては、中央教育審議会に了承をしてもらつて国会に提案をした、こういうふうな開いてゐるわけでございますが、ちょうど昨年の二月、時の文部大臣であります松田さんが、中央教育審議会に対して大学の制度の問題について諮問をされた。それが御承知のやうに、いよいよ大学の制度の問題についての審議の過程が大詰めにやつて参りまして、五月二十日前後には総会が開かれて、大学制度に対する答申案が、総会で決定を見る運びである、こういうふうな開いてゐるわけでありませう。そういったこと、この内容がどういふやうなものであるかはまだ私たちがはっきりわかりませんが、それらの中

教審の答申も待たないで、しかもこの法律案の施行についてはことしからやるといふのではない、来年、三十七年の四月一日からやるやうになつてゐるわけですが、そういうやうな大学の制度全体の上に立つた高等専門学校の一つのあり方として、その位置づけをやる。そして大学教育との関係といふものをとらえながら、今後の問題として処置していくといふ基本的な考へ方をとらないで、ただこれだけを突如として――突如ではなくても、産業界の要請もあつたでしょうが、そういうやうな形で大学に類するやうな学校でありながら、その大学制度とは切り離した形で提案をしなければならなかつた理由といふもの、その緊急性といふものがまだわれわれには説明がなされてゐない。法案を提出に至つたところの緊急性があれば、その理由を大臣から説明を願ひたい。

それと同時に、中央教育審議会の結論がいつごろ出て、大體審議の方向はどういふ方向に向かう見通しだといふやうなことがわかつておれば官房長からお答えを願ひたい。

○荒木国務大臣 大體この構想そのものにつきては、先刻ちよつと申し上げましたので繰り返しませんけれども、中教審自体の意向として専科大学の必要性はすでに正式に意思表示がなされておつたのであります。そのことの関連も当然考慮に入れます。大学制度一般についての検討が昨年来行なわれておりますことは御指摘の通りであります。そういう関連において中教審においても先ほど申し上げましたやうに、短期大学との現実の関連性を中心として、またこの高等専門学校

の目ざしますところの実質的のこともあわせ相談いたしました承を得た経過でございます。

緊急性があるといながら、実施は三十七年度からだとおぼえておるが、その理由はどうかというお尋ねでございますが、これは提案理由でも申し上げましたように、さらにまた当面の所得倍増計画との関連におきましても、さらにもっと根本的にいえば、技術革新の世界的な趨勢、その中にあります日本立場からいたしまして、何として

答申が今まで三回ございまして、特に短期大学の制度に関連して、五年の一般教育をやるような教育制度の実現についての御答申が二十九、三十一年、三十二年とございましてしたことを申し上げておきます。

ば学校の一つの教育体系をこわしていくような格好にもなるので、そういうような意味から、企業の意を押しえていくために公教育の中で技術者養成の問題を考えていく必要性もあるのだ、こういうようなことでも言われるのかと思っております、一般的なことしか言われたいので、この点についてはどういような見解を持っておられるのか、あとでお尋ねをいたしたいと思

のです。そういうような意味から全体的ないわゆる結論というものが出されなければならぬ時期がもうきていると思うのですが、中央教育審議会の答申がいつになるかわからないといううなことは、これは非常にまずいじゃないかと思うのです。それらの点について今までどういように措置をしておいでになったのか、その点重ねてお尋ねをいたしたいと思

いことでもあると御理解をいただきましたと思うわけでありませう。なお鉄鋼関係の方面で、文部省手ぬるしとしてみずから専門教育をやるようなことを考えておるといふことを私も聞いておりますが、そのことにあえて言及しませんでしたのは、いわば御指摘のように学校制度を乱すことにな

も科学技術者の面において人材教育というものが急がれる、その求めに必ずの方法として四年制大学の基本線はもろろのこと、短期大学それ自体におきましても推進されていくべきものでございまして、制度それ自体の変更を要するとすれば、中教審の答申待ちということではいかざるを得ない。さりとて現実の必要性は刻々に迫

で、幾つかの部会を設けようという考え方、現在その第一部会として、特別委員会といたしまして、大学の目的、性格についてということで今日まで審議を進められてきております。それで今月一ぱいくらいで、一応のその第一部会の中間的な案がまとまれば総会に報告するという段取りにきておるわけでございます。従いまして、大学制度全般について中教審がどういう答申をなさるかということ、現在の段階ではまだわれわれとしてはうかがい知る段階にきていない、こう考えております。

がただ中間的な報告という程度の中において今日とらえられておるといたしますと、それが総会にかけられて、日本大学の制度についての目的なり性格なりというものを、最も権威あるものとしてかねがね大臣が尊敬をしておいでになる中央教育審議会の結論というものがいつ出るのか、全然見通しが文部省自体においてつかないといううなことは――これは大学ではないけれども、大学と同じような、それに類するものとして、いろいろ法律案の内容を見てみますと、文部省の所管事項としてお取り扱いになっていらっしやるようでもありますし、また科学技術者もそのメンバーの中に入れるようにお考えになっていらっしやるのですから、そういうような点からいえば、大

の基本的な問題についての法律に基づき最高諮問機関でございます。その答申を待つ措置すべきものはするといふ態度が当然とむろん心得ております。中央教育審議会の審議状況の概要は先ほど官房長から御説明申し上げましたが、何せよ問題が複雑であり広範であり、しかも基本的な問題であるしいたしますから、諮問されまして以来ひんびんと会議が開かれ十幾つかの分科会までもございましての審議のありさまはまことに恐縮するくらい熱心さでございます。一体いつ結論が出ますかと質問することのむしろ失礼さを感じる同っていいまいまに今日にきておりますが、私は、まあ間接ではございませうが、予算措置も伴う問題が必然的に起るわけでございますから、できれば三十七年度の予算編成に間に合う時期に答申が出ればありがたいなと思

も、もっと広く、単に鉄鋼問題に限らず、いつも御指摘になりますように世界的な技術革新、日本においてもその例に漏れない当面の必要、そのことは同時に将来ほとんど永遠にわたってつながるのである科学技術振興に結びつくその方面の教育の充実という立場から、しかも当面します所得倍増問題を考え合せまして、とても今の状態ではじっとしておれないという必要性に主眼をおいてそのことを考えたとして上げたのでありまして、その緊急性の一つの具体的事例として、御指摘のように鉄鋼関係者が文部当局手ぬるしというがごとき動きをしておるといふことはむろん私も理解いたしますが、単にそれだけではない、一般的に緊要性を感じたという意味で申し上げたことを御理解いただきたいと思

をこの国会で御審議願いますゆえんは、もろもろの準備態勢を整えるにいたしまして、やはりこの年度内から準備いたしませんければ、三十七年度初頭からの実施が事実上困難であります。そういう関係におきまして、法案はまずこの国会で御審議、御決定を願って、その決定されました暁において万全の準備態勢を整えていきたい、こういうことからただいま御審議をお願いしておるような次第でございます。

○天城政府委員 中教審の答申のことをちよっと経過的に申し上げますと、

○村山委員 大臣にこの提出をされた緊急性について承りますと、いわゆる専科大学の構想というものに基づいてあるという点と、それから必要性、それにもう一つの理由としては準備が必要だ、こういうような説明があったわけですが、私がお尋ねをして聞きたかったのは、たとえば鉄鋼関係の会社、が、もうとても文部省の考え方を待って

○村山委員 中央教育審議会が十幾つ的小委員会に分かれて会合もひんぱんにやって一生懸命やっておられるのを聞くのでさへも遠慮するような感じがいたします。そういう大臣の御答申でございまして、そういうふうな一生懸命やっていたらだいたいおとすことはわれわれも感謝するわけですが、もしも

位置づけをしていかなければならないにかかわらず、この問題だけについてはたやすく了承を与えているということに対しては、私だけじゃなくて、日本の各大学の先生たち、学界あたりにおいても、全部の中の一部を律していくのに、全部の構想がまだ確立をしていない中でたやすく了承を与えたという点はどうもおかしいじゃないかという疑問を感じておる向きが非常に多いわけですから、こういう点から、何らか結論が近いうちに生まれるであろうというような予想もすでに教育界においてはなされているというふうにも聞いておるわけなんです。ところが今官房長にお尋ねをいたしますと、いつのことになるのやらわからない。まあ大臣に言わしたら、予算を伴うことになるので、予算編成になる前にそれを期待しておる、こういうようなことでございます。これではこの法律案について大学の制度の上においてどのような地位を占めていくのかという根本的な問題に対するわれわれ国会の論議は、その中央教育審議会の結論を待たないで論議をして、もちろん立法府でございしますから、これはわれわれが国会の立場においてこの議会において結論を出して差しつかえないわけでございますが、そういう全体の構想を踏まえた上でこの問題を論議していくのにあたっ

○天城政府委員 先ほちょっと申し上げましたように、短期大学の問題に、関連いたしましたは、二十九年の暮れから、すでに中教審からも三回五年制の一般教育の制度についての御答申があったわけでございます。中教審といましては、大学制度全般の問題をもちろんな現在検討中でございますが、同時に、すでに高等学校段階から始まる五年制の教育機関の必要性につきましては、前々から御意見も出ておりまして、われわれはこれを受けまして、案を付して国会に提出したこともすでに三回に及んでおるようなわけであります。中教審といたしまして、現在大学、広い意味での高等教育機関のあり方について、目的と性格という非常に基本的な問題から取り組んでおられますけれども、その過程におきまして、すでに五年制の問題につきましては御答申がございました。しかもわれわれはそれを二度も三度も法案にしておりますようにないきさつ等もございまして、今回法案を提出する段階になって、中教審の前の御答申を受けて、今大学制度全般について審議されておりますので、この法案をまとめることについて御相談をいたしましたわけでございますが、すでにその点については三回も答申をしておることだし、この構想に基づく学校制度を作ることとは差しつ

○村山委員 いわゆる専科大学の構想というものと、今日国会に提案をされております高等専門学校法案の内容を、検討してみますと、たしか前のは、

前期三年制、いわゆる高等学校のその学年に、相当するものを前期一年、二年、三年と呼んで、そうして短大に相当するものを後期一年、二年、こういうふうと呼んで、前の専科大学の教育内容については構想が発表をされております。そして一般教育は、総単位において五十五単位、外国語が二十二単位、体育が十一単位、専門教育が九十五単位、こういうような数字のものが、文部省から前に専科大学のときに

中教審との関係でございますけれども、中教審においては、教育課程のこまかい内容までも前のお話したとおり、今度も五年を一貫した教育制度を考へるということでお話しをして御承認を得てゐるわけでございまして、現在われわれが考へておりますことは、もちろん文部省の関係の当局で中心になつて考へてゐる案でございます。

であるところの文部省が一方的にこれをきめていく。もちろん審議会にかけろことはできる。こういうようなふう
に文部省の権限というものが非常に強化にされた形でなされている。従いま
して、高等専門学校の人事なり、運営
なり、教育の内容というものにつきま
しては、当然中央集権的な考え方、統
制的なものがあるのではないかとい
うことが危惧されているわけでありま

す。そういうような制度のもとにおいて職業に必要な能力を育成する教育というものが行なわれていくとするならば、これは非常に日本の教育制度そのものに大きな影響をもたらすと同時に、現在の大学の自治というものに対して、非常にその自治権をそこなうような方向というものが考えられているのである。こううなことで、大学の先生たちは相当な反対の意思表示があるわけですが、そういうようないわゆる制度の上において、大学の自治といううなものを許すような方向に持っていくか否かの理由、これを明確にお答えを願いたいと思います。

○天城政府委員 すでに御説明申し上げましたように、この制度は義務教育修了後に続く五年制の教育制度でございます。主として専門的な実地教育を行なうという目的でございます。大学はすでに現在の学校教育法にございますような性格を持ったのが大学でございます。まして、大学の自治ということ、今お話がございましたけれども、いろいろな解釈があり得ると思ひますけれども、少なくとも大学の一つの使命であります研究という、学校制度そのものが研究を中心としてやっていくというところに特色があらうかと思ひます。いわゆる大学の自由ということから、制度上大学の自治という制度が発展してきているわけでございます。この高等専門学校はいわゆる学問研究を中心とするということよりも、あくまでも教育を中心とするという機関でございますので、大学ではない。そう考へておりますので、別に大学とは違ふ制度として所管の内部組織も考へておるわけでございます。

○村山委員 今度高等学校の新しい教育課程がきまりましたが、その中に基礎性という言葉があったのが、基準という言葉もなくなつておるわけですね。しかし実質的には基準が非常に強く出されているとわれわれ見ているわけですが、そういうような中において、学科というような問題を考へていく場合の取り上げ方、これがいろいろ内容的に見てみますと、農業でも四十七ぐらいの学科に分かれる。工業に至っては一千幾らの学科が考えられるといううなことがいわれておるようですが、その学科の指定まで、これも文部大臣がきちんときめていかなければならない。こういううな考へ方というものが非常に強く出されておるの一体どういううなわけですか。

○天城政府委員 あるいは私が聞き間違へておるかもしれませんけれども、今、先生のおっしゃった学科について、現在の高等学校もそういう考へ方を必ずしもとっていないのではないかと考へるのであります。あるいは授業科目のことをおっしゃっているのではないかと思ひますが、この高等専門学校の場合には学科、これはたとえば工業で申しますれば機械工学とか、電子工学とか、化学工学とか、応用化学とか、そういううなものを学科と言つておられます。そういう種類について文部大臣は定めるといふ考へ方を持っております。それからこれとの関連でございますが、教育課程そのものにつきましても、一切文部大臣が定めるという考へ方を持っておるわけではございませんので、御了承願ひます。

○村山委員 そういたしますと、いわゆる教育課程については、その高等専門学校の教授会なりというところできめていくような方向を考へていらつしやるのですか。監督庁が定めるものではないですか。

○天城政府委員 高等専門学校につきまして、小、中、高等学校のような学習指導要領基準といううなものも定めませんし、今おっしゃったように、実際には学校で定めることになると思ひます。ただ今申し上げましたように、工業に関する学科でも、機械とか、電気とか、応用化学とかいろいろございます。そういうものについて大体どういう教授科目があるかというところにつきましても、われわれの方として、行政指導でいろいろこういふ考へ方があるというところは示していきたいと思つております。

○村山委員 さきに免許法の改正で三年間の工業教員の養成機関が作られ、さらに四年間の新制大学を結んだ人で工業教員になろうとする者は、教職教育についての単位は全然とらなくて専門教科の単位をとることによって二級免許状を与えていくといううな構想が出てきたわけですが、それがいづれも衆議院を通過いたしました。今度ここに高等専門学校といううなものが出て参る。そういうしますと、この学校を卒業した者は、高等工業学校なりの先生になるための資格といううなものがまた格下げで、もう万やむを得ない改善の措置であるといううなことで免許状が与えられていくといううなことがあるのではないかと、その点はどうかといううな考へ方を持っておりますか。

○天城政府委員 これはこの法律の目的にもうたつておりますように、本来技術者の養成ということを主眼としたしておりますし、この教育内容につきましてもそれに最もふさわしいものを考へていきたい、こう考へておりますので、別にこれを教員養成の制度というふうには現在考へておりません。

○村山委員 今は考へていないけれども、また教員が不足してくると、こういううな学校を卒業した者も先生に引っぱらなければいかぬといううなことでやられる可能性がなきにしもあらずというふうにもなるわけでありませう。その問題は、現在はどういううなものの目的で学校を作るのではなく、中堅技術者を作っていくのだということが法律制定の目的でございますので、そのうな観点から正しく解釈して質問を続けて参りたいと思ひますが、この高等専門学校というものは産業界の要請が非常に強いということをおわれれども知つておるわけですか。そこでこの産業界の要請にこたへるといううなねらいが確かにあるかどうかといううなのでございすが、先ほど触れましたように、中央教育審議会が大学制度に対する抜本的な改革案をかりに答申をしなかつたといひましたけれども、この高等専門学校が産業界の要請に基づきまして、その一部がその要請にこたへることができようになつてくるわけでありませう。その結果というものは、この教育制度の複線化という問題がはつきりとした形で出てくるわけですか。

「委員長退席、白井委員長代理着席」

これは先ほど鈴木委員の質問に大臣が答へをされましたように、従来の六・三・三・四という学校制度とは別

なものである、こういううにお答へになったのですが、この複線型を充実していく、そういううな方向に日本の教育というものが重点を置かれていく一つのはしりではないか、こういうふうにも受け取られておるのですが、こういううな複線型の学校教育体系、これがどのような形の上において将来は考へておられるのか、この点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○天城政府委員 これは従来ありました旧制の高等専門学校、いわゆる専門学校というもののコースを次第に拡大していつて、そしてやがて今あるところの短大、これもこの高専制に切りかえていく、そして私立学校あたりの抵抗がなければさらにその問題を拡大をしていくという一つのねらいというものがあるのではないかと。そして学問を研究するには現在の新制大学なりあるいは大学院を置く大学、こういううなところでやつて、実技について、職についていく技術者なり実際の職業人の養成はこの高等専門学校の形において、日本の教育というものをそういううな方向に歩ましていく考へ方があるのではないかと、こういうことが言われ、また一部においてはそういううな心配がされておるわけですが、その点について大臣から明確にお答へを願ひたい。

○荒木国務大臣 まず複線型になるはしりであることは間違ひございません。六・三・三・四の基本的な線は、中教審の審議の結論としてもくずされることが私にはないと思ひますが、それが基本線としてありまして、もう一本六・三・五とでも言うべきものがここに生じた。しかしそれは同時に四年

制大学にも通ずる抜け道はむろん考えられなければならないことは当然でございますが、複線型の新たなものの追加だ、複線型になる制度であるということははっきりいたしておると思ひます。またそういうことであつておるべしと考へて御提案も申し上げておるわけでありませう。諸外国の例は私も直接つづきに存じませうけれども、事務局で検討してもらつたところによりますと、諸外国でもやはり必ずしもアメリカ式の単線型ではなしに、複線型が中共、ソ連あたりでも考へられておる。欧州各国もそういう例がむしろ逆が多いということも聞いておりますが、外国の事例いかんにかかわらず、単線型か複線型かという問題は、学校に学ぶ学生生徒側に立つて考へて、教育の機会を均等に、しかもなるべく多く与へられることが望ましいことだと思ふのでございまして、そういう意味では複線型であることは喜ばしきことの一つである、こう考へておる次第であります。短大との関係におきましては、先刻も申し上げましたように、専科大学制度のもとにおきましては、短大をその方向に持つていった方がよろしいという建前であつたと承知いたしますが、繰り返し申し上げないでも御案内の通り、短期大学そのものの独自の境地というものは確立されておると思ひます。ですからその短大制度そのものは今後も存続していくべき建前に立つて、この五年制の高等専門学校を考へた次第でございませう。しかし実際問題としましては、私学の自発的な考へ方としまして、たとえば工業短期大学についていふならば、むしろこれは高等専門学校に切りかえた方がよろ

しいと考へられる私立大学もあろうかと思ひます。また同時に工業短期大学たる大学を四年制度の方に発展させていこうと考へる大学もあるいはあろうかと思ひます。それと同時に工業短期大学それ自体として維持発展せしめていくというものもあろうかと思ひます。現実問題としてはいろいろ現われ、その可能性は当然予想されますが、そのことは高等専門学校制度を複線型を作ることに伴つて短大を廃止するという意図を持つた結果であらうとは、私は考へないものであります。考へる考へぬにかかわらず、そういう制度ではございませう。従つて短大との関係は以上申し上げたように受け取つておる次第でございまして、複線型になることはこの制度の上からいきまして当然の帰結であると思ひます。のみならずそのことはいいことだ、こう考へております。

○村山委員 複線型のはしりであるといふことはお認めの上で、しかもそういうようなことはいいことだ、こういうような認識に立つておいでになるようです。ところが先ほど大臣の答弁の中でお話がございまして、短大制度については地位が確立されている今日、社会のそういうような要求に應じているといふこととございましていたけれども、世間は必ずしもそう思つていない。まあ女子の場合は短大についていろいろ関係もあつてその程度のもは認めておるけれども、短大を卒業したかといふ、社会の需要から考へたときに、その地位というものはきわめて低く評価されているといふことは、これは大臣も御承知の通りである。そういうような点から考へた場合に、こ

ういうような形ができてきたら当然今の教育制度というものがこわれてくるといふことは、火を見るよりも明らかだと私は思ふ。高等工業学校の校長協会の方から発表された制度改革に対する案にいたしまして、これは今の高等工業では教育が不十分だ、これは三年間の教育を四年にしてくれ、こういう要求の声もあるし、あるいは短大でやるところの専門的な教育では産業界の要求にこたへることができない、だからこれを三年にすべきだ、いろいろな教育内容についての意見というものが、産業界からもあるし、それらの声の一端にこたへるために今度の案といふものができたのだと、私たちはこう考へて見ている。そういたしますと、文部省自身で今度の案として考へられておるのは、さしあたり三十七年度からこの新制度で発足をしようといふものは、今北見と久留米にあるところの国立の二短大、それから本年度新しく設けられた国立の三短大、あわせて五つの短大をそういうような方向に発足をさせていくのだ、こういうような構想を持つておられるやに聞いているわけですが、その点はどうなんですか。

○荒木国務大臣 この高等専門学校の制度は、お認めをいただければ直ちに五年制のものを作るというのが、本来の建前だと理解いたします。ただし実際問題として現にある国立の短大をこれに切りかえるといふこともなしとは言切れないと思ひます。それはおのづから別個のことに理解いたしております。

それから産業界の要請にこたへることになると思ひます。しかしそのことは、よく言われますように、産業界の要請にこたえてお先棒をかついでという――現実問題、結果的にはそうなりましようが、そのことはとりもなおさず日本の経済界、社会が、国そのものが、そういうことを要請しているといふことを意味するとして理解するのでございまして、その意味で学生生徒に對しては教育の機会を新たに与へることになるといふことで、いいことだと考へた次第でございまして、私学関係で先刻も申し上げましたように、短大の今の制度のままにそれ自身として續いていくところもむろんございまして、いろいろ、またある私学においては、むしろ現在の自分の短大を高等専門学校制度に切りかえることをよしとされることもむろんなしと思ひます。しかしそれは結果的にそうであり、そのことが社会の要請にこたへ、私学それ自体の経営面を中心として考へて必要だからそうなることがあるといふのであつて、この制度ができたから私学の短大等を圧迫するといふふうには理解すべきじゃないだらう、私はそう考へておる次第であります。

○村山委員 先ほど大臣は、別個のものとして作つていくのだといふお考えのようでございました。ところがわれわれが漏れ聞いていたのは、現在の国立の五つの短大をそれに切りかえていく、こういうふうには聞いているわけですが、そういうふうな切りかえる場合もあり得るのだといふふうには説明をされて、原則としては別個に作るのが建前だ、だけれども切りかえる場合もあるのだ、こういうふうな二元的な考へ方を持つておいでになるようですが、そういういたしますと、それらのいわゆる内容、構想というものについてもまた承らなければならないと思ひます。しかし先ほど大臣が、まあいいことだ、短大は短大として生きていく道があるとおっしゃいますが、いわゆる社会の要請、産業界の要請というもののからいへば、こういうふうな五カ年間の一貫した技能教育といふことが、技術教育をやるような学校ができて参りますと、私立あたりの現在の短大がそういうような方向に進まざるを得ないといふ方向にひとり持つていかれるといふことは、これは私立学校関係の、特に短大側の人たちが非常に危惧している点です。そういうような点からいいますと、ここに一つの制度が新しく創設をされていく、その結果私立短大の経営というふうな問題が非常にむづかしくなってくるのではないかと、いふことが言われております。そういうような方向が将来主流になつて、短大の現在の姿というものが本流から支流に、小さなものになつていくのだ、こういうふうな発展の方向といふものがあると思ひますが、そういうふうな見通しの問題を大臣はどういうふうにお考えになつていらっしゃるのか、その点をお答え願ひたいと思ひます。

○荒木国務大臣 おっしゃるような見通しは、私はどうも実感としては立たないように思ひます。短大についての人材需要からする不満といふか、注文といふものがありとすれば、四年制大学との比較においてのことだろうと想像するのであります。これは私の一個の想像でございまして、あまり当てになりませうけれども、私はそういうふう感じるわけでございます。従つて

そういう意味だとするならば、短大の内容それ自体に何か検討を要するものがあるであろうという課題として現われるだろうと思います。この高等専門学校は一貫性を持ったところに特色があり、そして五年で一応完成した人間として社会に送り出されるという意味においても特色があるところにある程度の魅力が新たに加わるとは思いますけれども、短大は短大なり

に今日まで存続を続けておる。従ってそれが当然に高等専門学校に食われてしまふということではなからう。私は見通しとしてはそう思います。しかし先ほど申し上げましたように、短大を経営しておる私学それ自体の経営上の必要からして、私学短大たるものがこれに移行するというのも、その道は当然でござりますから、必要とあらば直ちに五年制の高専を私学として経営する道も当然開かれるわけでございますから、少なくとも私学を圧迫するという非難はあり得ないというふうに理解いたします。

○村山委員 現時点においてはまだ生まれるものでもございせんし、実際に発足をするのが三十七年からですから、一応の予測に立たなければならぬわけですが、私はこの問題は私立の短大の今後の経営の上には非常に大きな影響を及ぼすと思うのです。やはりそういうような一貫した教育を受けた人たちが出てくるようになって参りますと、そちらの方が技術的、技能的には優秀な訓練が施されてくると思う。そうなりますと勢い、そういうような格好のものが現在においても産業界の要請として出ておるのですから、それにこたえたいという意味においてはその

ような方向に現在の短大制度の方向が変わってくる。こういうふうに全体の見通しを立てなければならぬのではないかと。その問題は意見になりますが、一応おきまして、これは大臣が御承知でなければ官房長でもけつこうですが、日本学術会議の第三十三回の総会、これは四月二十五日から二十七日にかけてございまして、その総会において採択をされたいわゆる決議といひますか、それについて御承知ですか。

○天城政府委員 申しわけございませぬけれどもまだ承知いたしておりませぬ。○村山委員 これは総理府の所管で、文部省の所管ではございせんので、そういうこともあるだろうと思ひますが、科学研究基本法という法律案を作るべきだ、科学技術基本法という法律案を作したというところになっております。ところがこれは今後この高等専門学校の教育内容についての考え方なりあるいは学校教育体系の上におけるところの高等専門学校の位置づけ、そういうようなものを考える上においてきわめて重大な内容が入っているようです。これはただ一つの技術教育だけでなく、自然科学に対するところの考え方というものを、日本の最高の権威者であるといわれる日本学術会議の人たちがどういうように取り上げていくかというのをわれわれも知りながら内容の討議をしていかなければならぬと思ひます。特に人文社会科学というものも含めた上で討議がされておりますので、その資料を委員会に提出をしていただくように手配方をお願いし

たいと思ひます。委員長の方でその点を処理願ひたいと思ひます。○白井委員長代理 了承いたしました。○村山委員 きょうまだ質問が残っているのですが、三時から社会党の部会を開催いたしておりますので、これで質疑を一応打ち切らしていただきます。○白井委員長代理 竹下登君。竹下登君。

○竹下委員 ただいま議題となつております学校教育法の一部を改正する法律案について、若干の質疑を行ないたいと思ひます。すでにわが党におきましては、八木徹雄君また白井莊一君、私と三人が質疑を行なったのでありますけれども、その重複するものを避けまして引き続き質疑を行ないたいと思ひるのであります。この法律案の提案理由を拜見いたしますと、「この法律案は、工業に関する中堅技術者を養成し、もって産業の発展に寄与するために、学校教育法の一部を改正して新たに高等専門学校の制度を創設することとしたものであります。すなわち従来の六・三・三・四制のほかに一本六・三・五という大きな柱を立てたところに、この法律案の重要な点があるかと思ひるのであります。そしてさらに「現在、わが国における産業経済の著しい発展に伴ひまして、科学技術者の需要は著しく増大し、特に工業に関する中堅技術者の不足が痛感される情勢になつたのであります。このような情勢に即応し、政府においても各方面の意見を勘案して検討を重ねました結果、このたび、新たに高等専門学校の制度を設け、社会が

強く求めている有為な中堅工業技術者の養成をはかる必要があると考えた次第であります。云々」というふうに書かれてありますが、ここで、各方面の意見を勘案して検討した結果、この各方面という問題、また社会が強く求めている有為な中堅工業技術者、この社会が強く求めているという提案理由、この二つが質疑を展開するにあたり、あるいはイデオロギー等を前提としたものの考え方の上に立つたときに、非常に大きな問題点になると思ひるのであります。先般の各新聞紙の報ずるところを見ましても、産業界に教育が従属するというような理由でもって反対の意見があるやにも書かれてあるわけでありまして、その誤解をも払拭するために、特にこの各方面の意見を勘案して、また社会が強く求めているという各界の要望といふものは、具体的にどういふものであるかを伺いたし。なお、あるいは要望書といふような具体的なものがありますならば、それについての御説明を承りたいと思ひます。○天城政府委員 お答え申し上げます。私たちが世間が強く要望しているという形で具体的に現われておりますのは、幾つかの要望書という形で出ておりますので、一、二の例を申し上げますと、たとえば日本経営者団体連盟の技術教育委員会から三十四年に要望書が出ております。それから大阪の商工会議所の会頭から、三十六年の二月にやはり同じ趣旨の御要望が出ております。

また三十六年には、関西経営者協会の会長から同じ趣旨、特に中小企業における雇用対策という問題と関連いたしました。また日本鉄鋼連盟からも、三十五年の十月に理工系の教育に関する要望書の内容としてこのことが指摘されております。また一方「十年後を目標とする科学技術振興の総合的基本方針について」という学術会議の諮問第一における答申の中におきましても、科学技術者の養成機関として要望される制度として、五年制の一貫教育制度の創設を要望されております。そのほか府県あるいは地方団体においても、最近かなり私たちの方に要望書が出ておるのが実情でございませぬ。○竹下委員 ただいまの御答弁でそれそれ明らかになつたのであります。一番問題でありますのは、いわゆる経団連でありますとか関係連その他でございます。そういうものも経営者団体の強い要望に基づいて、この制度が考えられたという印象を与えることが、当初政府なりまた私どもが考えております本来の各方面の要望ということが曲げて解釈せられまして、一部産業界に從属する教育制度かのごとき印象を与えがちであるかと思ひるのであります。それがゆゑに、ただいまの答弁を承りますと、あるいは中小企業対策の角度からする要望また科学技術会議からの要望また府県、地方公共団体等からの要望がなされておること、これはつきりいたしましたので、この点は私は産業界の要求に教育があとから從属してくつておること、これを払拭するに十分なるものであらうと思ひ

ます。○白井委員長代理退席、坂田(道)委員長代理着席。

る大学の助教授よりもそれに優越する
ような感覚を持つというようなおそれ
がないかということに承りたい
と思います。

○天城政府委員 むしろ大学の教授、
助教授の関係におきましては、研究と
いうことにあくまで中心が置かれ、か
つ原則として、法律上はそれははつき
り規定したわけじゃないかもしれません
けれども、一つの講座というものを中心
に置いて、そこに教授、助教授、助手と
いう一つの職が置かれていて、それが
教育、研究の一つの単位であるという
考え方をとっておくために、職務規定
においてそういうことが現われており
ますけれども、高等専門学校におきま
しては、そういう教育、研究の基礎単
位の講座というような考え方をとって
おりませんので、それぞれの教職員が
それぞれの任務を持って仕事をすると
いうことで考えられたわけでございます
。今御比較の大学の助教授と専門学
校の助教授とは、職務規定が違うの
で、何か差別的な感じが出ないかとい
うお話でございましたけれども、これ
はおのずから職務が違うのでございま
すし、その点は私たち、学校の性格も
違ふし、そういう心配はないのじゃな
いかというふうに考えております。

○竹下委員 さらに教員の問題ばかり
話すようではあります、高等専門学校
の前期の三カ年というものは、年令的
にも学力においてもすべてが現在の高
等学校に相当するものであります。そ
うなると教論、助教論というものが私
は必要になってくると思う。ところが
このたびの高等専門学校教員には教
論、助教論というものは初めからお
らない、こういうことでございます。私

は前期の課程においては少なくとも教
論、助教論というものが十分活用でき
るものではないか、必要ではないかと
考えるわけですが、それについて
のお答えをお願いしたいと思いま
す。

○天城政府委員 お言葉を返すようで
恐縮でございますが、この高等専門学
校の考え方に必ずしも前期、後期とい
う考え方はとっておりませんが、あく
までも一貫した教育課程による教育を
行なうというのを考えておるのであ
ります。もちろん御質問のように義務
教育終了後から始めるわけございま
すので、低学年におきましては高等学
校段階の年令の子供でございますし、
知識その他においてもこれに準ずると
考えなければならぬので、その点
は十分考慮しなければならぬと思っ
ておりますが、教育課程の組み方にお
いて必ずしも高等学校に準じたという
形で考えておりませんが、五カ年の全
部を一貫して教育課程を考えておりま
すので、一年から五年までが相通する
意味の教育をいたします。場合により
すれば、最終学年を担当する先生が第
一学年の授業を担当するという場合も
考えられましようし、あるいは低学年
の授業を担当する先生は上級学年を担
当しないというふうないろいろな構成
は起こるうかと思いますが、制度とい
たしましては、高等学校に準ずる教育
という考え方をとっておりませんが、
特に高等学校の教論、助教論とい
うものを置くことにいたしていいわ
けでございます。

○竹下委員 そうしますと、高等専門
学校の教員の方の資格はどういうもの
を考へておられますか。

○天城政府委員 高等専門学校の教員
は端的に申しまして、すべて免許状を
考へておりません。それは小、中、高
等学校において現在免許状制度がござ
います、これはそのいづれでもない
新しい学校制度という考え方でいくと
いうことで、免許制度を考へておらな
いわけでございます。しからば教員の
資格はどういうふうにして考へるか
ということになります。これにつきま
しては今高等専門学校の設置基準を考
える予定でございまして、その設置基
準の中で高等専門学校の教員の資格基
準というものを定めて、それを基準に
して教員の採用を行ないたい、こう考
えておるわけでございます。

○竹下委員 新しい制度、一本の大き
な柱を立てるわけでありまして、た
だいま免許状も必要としないというこ
とは、これが教授、助教授である場合
はそのことも私も私にも理解できる
ところでありまうけれども、私はそうい
う高等専門学校というものが六・三・
五制であつて、なお年令的には前期に
当たるものはまるっきり高等学校の
学生と一緒にあるし、そうしたことから
新制度としての高等専門学校という
ものが、下手にとると、だからこれは
学校体系の非常に違う私生児である
という批判を受ける一つの要素でも
あらうと思ふのであります。そこでこ
の高等専門学校の教員の資格の点につ
いてはあくまでもこれは六・三・三・
四制の中に新しく六・三・五制とい
う一つの大きな柱を立てたという、
名実ともにこれは中外に宣明できる
ような教員の資格につきましては、た
だいま設置基準云々の御答弁があり
ましたが、格段の慎重な配慮を払わ
れるべきであらうと思ふ次第でござ
います。

○天城政府委員 御指摘のように従
来から、高等専門学校の教員はもと
も新たなものでありますので、たと
えは給料等においては高等学校の教
論と大学の教授、助教授、どこへ比
較してこの給与体系というものが立
てられるかということについてお伺
いしたいと思います。

○天城政府委員 御指摘のように従
来から、高等専門学校の教員はもと
も新たなものでありますので、たと
えは給料等においては高等学校の教
論と大学の教授、助教授、どこへ比
較してこの給与体系というものが立
てられるかということについてお伺
いしたいと思います。

○天城政府委員 御指摘のように従
来から、高等専門学校の教員はもと
も新たなものでありますので、たと
えは給料等においては高等学校の教
論と大学の教授、助教授、どこへ比
較してこの給与体系というものが立
てられるかということについてお伺
いしたいと思います。

○天城政府委員 御指摘のように従
来から、高等専門学校の教員はもと
も新たなものでありますので、たと
えは給料等においては高等学校の教
論と大学の教授、助教授、どこへ比
較してこの給与体系というものが立
てられるかということについてお伺
いしたいと思います。

○天城政府委員 御指摘のように、現
在大学の設置に關しまして大学設置
審議会がございます。この設置審議
会を共通に使つたという御意見の
ようでございますけれども、先ほど申
したように、高等専門学校の目的、
性格から申しまして、これは大学で
ございませぬので、やはり新しい制
度として新しい設置基準を考へて、
それに即した審議会で審議するの
が適当であらう、こう私も考へて
おるわけでございます。

○竹下委員 私は今までに各界の要
望、またいわゆるインスツメント教
育に關する問題、それから教授、
助教授、教員の問題、さらにそれ
につきまして前期の課程が高等学
校の教員で間に合ふのではないか、
そうした問題、また高等専門学
校の教員に免許状が要らない問
題、その給与体系の問題、さらに
大学設置審議会に間に合ふのでは
ないか、これは大学ではないから、
あくまでも新しい制度であるから、
これは高

○天城政府委員 御指摘のように、現
在大学の設置に關しまして大学設置
審議会がございます。この設置審議
会を共通に使つたという御意見の
ようでございますけれども、先ほど申
したように、高等専門学校の目的、
性格から申しまして、これは大学で
ございませぬので、やはり新しい制
度として新しい設置基準を考へて、
それに即した審議会で審議するの
が適当であらう、こう私も考へて
おるわけでございます。

等専門学校審議会が適当である、こう
いう答弁、そのおよそ七つ八つの質疑
のうちにはきわめて明らかにされた
ことは、あくまでも現在の高等学校と
か短期大学とか、そうしたものを連想
したものでなくして、新たな制度で
ある。だから内容において教員の問題
もある。これは設置審議会の問題も、す
べてが新たなものであるという政府の一貫した
一つの高等専門学校に対する姿勢とい
うものは、私は理解することができた
と思います。さらに前回のたしか八木
委員の質問であったかと思うわけで
ありますが、ただいまもちょっと触れま
した前期課程、後期課程というよう
な前期、後期という言葉を使った質
問を展開したとおったわけでありま
すが、前期、後期と分けてなくて、一貫
教育をほどこすという答弁をはっきり
なすったと思います。たしか八木委員
の質問であったかと思ひます。そこで
この教育課程についてのそういう一貫
教育の主たる特色とでも申ししまし
うか、内容につきまして、少しく詳しく
御答弁いただきたいと思ひます。

○大丸説明員 ただいまの御質問に
対しまして、今度の高等専門学校の教育
課程といたしまして、私どもの方で一
応の仮の試案といたしまして専門家の
意見を聞きまして考えましたものに
つきましての概要を御説明申し上げます。
この間八木委員の質問に答えまして
若干お話し上げたのでございませ
うが、あの際申し上げませんでした点に
つきましてだけかいつまんで申し上げま
す。まず、その際一般教育と専門教
育とのバランスがどの程度になっ
ているかという事は申し上げたのでござ
います。その一般教育の中におきま

しても、特に自然系、なかんずく数学
につきましては、週単位にいたしまし
て十八時間、現在の職業高等学校ある
いは普通高等学校でやっておりますも
の標準的なものの約二倍近いものを
やたらどうかということが考えられ
ておるのであります。

それから第二の特色といたしまして
は、外国語というものに非常に重点を
置いております。これも職業高等学
校の場合には原則として三時間ぐら
いしておりますけれども、十八時間とい
う非常に大きい時間をかけておりま
す。これは普通高校のやはり二倍近
くになっております。それが英語であ
りまして、そのほかさらに四時間ぐ
らゐの第二外国語をやたらどうか、そ
ういうことでございませう。

先ほど来のお話にも、あるいはこの
高等専門学校の教育があまりに目先に
こだわった専門教育的なものに重点が
かかり過ぎるのではなからうかとい
うことでございませうが、そういう弊害を
なくするために、特に、そういう基礎
的なものにつぎましては、みっちりや
りまして、将来伸びていく可能性をこ
に蔵するように、そういう教育をや
る、こういうことでございませう。

それから専門教育の中身につぎま
しては、これは学科によつていろいろ違
います。機械工学の場合はどうであ
るか、応用化学の場合はどうであ
るか、いろいろ違ひますが、たとえば機
械の例をとつてみますと、これも
一応の試案でございませうが、たとえ
ば製図というようなのは普通の高等学
校ではないのでございませうが、相当の
時間、一学年からずっとやっています。
その機械の技術者に一番必要な基礎的

な製図というようなのは、相当早い
時期からみっちりやっています、こうい
うようなこともやるわけでありませ
う。またそのほか、これは、今までの教育課
程にとらわれない有効な時間の使い方
ができるのではなからうかというふう
に考えられておるわけにございませ
う。

○竹下委員 これはいささか校葉末節
になるかとも思ふのであります。それ
で、現に高等専門学校という文字を
使つておる各種学校がございませう。私
も栄養士や調理士を作ります学校の関
係者であります。これも高等専門学
校という文字を用いておられます。そ
こでは「三十七年三月三十一日まで
の間は、なお従前の名称を用いること
ができる」というふうにせられてお
るわけでありませうけれども、この法律改
正により新設される高等専門学校と、
各種学校でこの名称を用いておるこ
ろとが、まぎらわしくないようにする
ための経過措置として、「三十七年三月
三十一日までの間は、なお従前の名称
を用いることができる」というふう
に考へていいかということ、それから
ま一つは、高等専門学校という名称を
用いておる各種学校は大体全国にどの
くらいあるか、また高等専門学校とい
う文字の間に高等栄養専門学校とか、
高等技芸専門学校とか、そういう普通
名詞を入れた場合にはこの法律に抵触
しないものであるかどうかということ
について承りたいと思ひます。

○天城政府委員 御指摘の通り、現在
各種学校でも高等専門学校の名称
を使つておる学校がございませう。この
名称禁止の規定を設けました趣旨は、
これは学校制度といたしまして公共性
を保証いたしますために、名称は同時

に中身を天下に保証しなければならぬ
ということと名称について一種の禁止
規定を設けたわけにございませうが、従
来は各種学校につきましては学校教育
法第一条の名称以外の学校の名前をつ
けることについては何ら制限はござい
ません。このことでは、高等専門学校の
名前があるわけでありませうので、その
既得権のことも考えなければならませ
うので、従来からこういう場合の取り
扱いといたしまして、経過規定を設け
て、既得権の尊重と学校教育の公共性
の保証というところでこういう規定を設
けて参つたので、その例になつたわ
けでございませう。

なお、現在高等専門学校という名称
を使つておられます各種学校は全国で六
校にございませう。
なお最後に御指摘のございました名
前のことでありますが、高等専門学校
ということでわれわれ法律の名称とい
たしてございませうので、この間にいろ
んな名称をお入れになつたりすること
は別に法律上からとやかく申し上げる
ことじやないか、こう考へて
おります。

○竹下委員 いろいろなこまかい点も
質問いたしましたのでありますが、これは
私質問体系としては整理できていない
問題でありますけれども、承つてみた
いことが二、三ございませうので、いま
少し継続してみたいと思ひます。と申
しますのは、中級技術者という言葉が
この提案理由にも使われております
し、最近いろいろなところで使われて
いる。初級、中級があれば、今度は高
級技術者というものが常識的であらう
かと思ふわけでありませう。俗にいう中
級技術者というものの概念について少

し承つてみたいと思ひます。
○天城政府委員 これは非常にいろ
ろに使つておりますので、私の方も一
義的になかなかお答えできない点、恐
縮に存じますけれども、たまたま科学
技術会議におきまして「十年後を目標
とする科学技術振興の総合的基本方策
について」という答申におきまして
中級技術者に対して要請せられる性質
という事を述べております。これは
私の意見というよりも、ここに書いて
ありますが、公の文書で使つておりま
す中級技術者の定義みたいなもので
ございませうが、これは研究者または技
術者が組織的に活動を行なう場合に、一
般的指揮のもとにこれらの者の専門的
補助者となり得る者、これを中級技術
者とか研究補助者という意味に使つて
おります。そういうような者の養成機
関として五年制の、われわれ考へてお
ります高等専門学校に該当するものが
ここでも答申されておりますので、わ
れわれ提案いたしましたときにも中級
技術者という言葉を使ったわけにござ
いませう。それぞれの企業の規模とかあ
るいは研究の度合いによりまして、ま
たそこにおける中級か上級かという概
念もあらうかと思ひますが、一般的に
申しますと、やはりこの辺のところ
現在われわれは考へておる次第であ
ります。

○白井委員 関連して。ただいま中級
技術者、高級技術者、いろいろの間
題が出ておりますが、この法案によ
ると、この高等専門学校を出てから、さ
らにいわゆる高級技術者を志して上
の大学の方へ進学する道を開ける方法をと
るというお話でございませうが、逆に、
初級技術者といひますか工業高等学校

を出られた方がさらに中級技術者になりたいという場合には、現在短期大学というものがあつたわけですが、そういう人が、短期大学ではなくて、そういう高等専門学校の方に転校といひますか、一つの進路ではあるが、転校みたいな形になるのですが、そういう道ができるものかどうか、それを考えておられるかどうか、その点を一つお伺いしておきたいと思ひます。

○天城政府委員 現在の学校教育法の制度から申しますと、本人の能力に応じてはできることになっておりますけれども、ただ実際問題といひましたし、この高等専門学校の教育のやり方が、先ほども御説明申し上げましたように、五年の一貫教育でございます。前期、後期という段階を踏んで高等学校のひとと並んだ教育の仕方をしておりませんので、高等学校からこの四年相当のところに入ってくるというようにすることは、実際問題としてはなかなか困難ではないかといふことは考えられます。

○白井委員 そういたしますと、先ほど大臣の御答弁でも、短期大学は短期大学なりに意味がある、こういうようなお考えのお話があつたのですが、やはり工業高等学校を出てもさらに上の方にいく、それは大学の道があるはずですが、大学まででなくとも、せめて短期大学でも少し上のをやりたいという場合もある。従ひまして、今国立の短期大学がどれだけあるか知りませんが、これが全部高等専門学校になるというに對する一つの問題点があるのではないか、こういう論点ができると思ひます。

そこで、短期大学については今中央

教育審議会が御研究中でありますから、いずれ結論は出ると思ひますから、そのときにまかせますが、やはりそういう一つのさらに上に進んでいく向学の道を、本人の希望に従つて初級から中級、中級からさらに上級というふうな、あらゆる面に進めるような道をやはり一応考えていく必要がある、こう考えます。

それからもう一つついでにお伺ひいたしますが、こういうふうな高等専門学校を作ろうといふことは、一つは中級技術者を教多く作るという産業界の要望、社会の要望といふものがあると思ひます。非常に数が足りない。これはひとり中級技術者ばかりでなく、いわゆる大学出の人にしても、高等学校卒業の技術者にしても少ないといふことは言えるのですが、これは予想以上に日本の産業が非常に発展した、こういうところにあると思ひます。というは、かつて二、三年前に私が文部省に技術者の養成の数が足りないではないかといふことを個人的に言つたときに、四年間八千人技術者を養成するといふことは、経済企画庁の方針に従つて、それに合わせてやっていると、こういうお話があつたのです。ところが実際になると、やはりわれわれが不安を感じているのと同じように、現在これが足りなくなつてきているといふことは、日本の経済の異常な発展に對する見通しといふものを各方面でうけつた誤りをしていた。技術者が足りないことに對する予測を誤つたといふことはうけつた誤りでないのです。予想以上に発展したといふことは非常に喜ばしいことで、そこで先般来からここで論議になつて、数日前に

通した免許状のあれも、レベルを多少下げてでも教員を獲得したいとか、あるいは三年制の教員養成の方法を講ずるとかといふ、ある程度の改善の策もやむを得ないといふことになつてきたのであります。この五年制の高等専門学校を作るといふことになる、卒業までには少なくとも五年かかるわけですね。この高等専門学校の卒業生は、その道については正直に言つて、忌憚なく言つて、現在の短期大学を出た人より確かにすぐれたのが出るといふことは私たちが信ずるのでありますけれども、数といふ点になると、それからまた時期をできるだけ早くといふことになると、少なくとも五年待たなければならぬ。ところが短期大学であれば、とにかく高等専門学校から出てきた者を二年間である程度やらせる、そういう点があるのですが、そういう方面の調節といひますか、そういう点について、数の点でどういふふうなお考えをお持ちになつておりますか。少し複雑な問題かも知れませんが、一つついでに伺ひたい。

○天城政府委員 白井先生の最初の御質問にございました工業高等学校卒業生のさらに上級の教育機関の点につきまして、やはり現在の段階では短期大学の存在の意義があるかと思つておりまして、国立につきましても、現在十六の理工系の短期大学を持っております。特にそのうち十一は夜間でございます。今先生御指摘のような形の学生がやはりこの十一の夜間短期大学を活用しておるのでございまして、十分その存在意義があるのじゃないかと考えております。

それから技術者の養成の数と高等専門学校との関連であります。御指摘

のようにこの法律が予定通り成立いたしましたして明年から学生募集を始めましたも、出てくる学生は五年後といふことになるわけでございます。倍増計画の後半になつてしまふという問題が確かにございまして。先ほど村山先生のお話にもございしましたが、私も一万六千人の増員計画を立てましたときには、まだこの高等専門学校の制度はございせんので、短期大学を中心にして一万六千人の割り振りを一応考えておつたのであります。御指摘のようになつたわけでもありますが、高等専門学校の卒業生に對しては、かなり実力のついた教育ができるのではないかとこのことを考えておりますので、一日も早く作り出したいと思つておりますけれども、倍増計画の流れと学生の学年の進行との食い違ひといふことが最大の問題になつておりますので、今後この法案が認められれば、明年度からの増員計画あるいは設置の動きにつきましても、一万六千人の数を中心にいたしまして、年次別にさらに検討を加えたいと考えております。御指摘のように、その間における短期大学の使命は決して少なくはないといふことは考えているのであります。

〔坂田(審)委員長代理退席、委員長着席〕

○白井委員 もう一つ、高等専門学校を出て二年間で中級技術者と申しますか、そういうものになることは非常に必要で、そこに短期大学の使命はある。しかしながら現在の短期大学がその使命を十分に果たしているかどうかといふことについては、少なくとも科学技術系では問題点があるわけで、この五年制の高等専門学校が問題になつて

きたといふこともそこにあると思ひます。であります。しかし、やはり短期大学の内容を充実させて、高等専門学校を出ても相当実力のある技術者を養成するといふ道はある。これはいはず、今中教審で先生方がいろいろ御研究でありまして、回答が出ると思ひるのであります。そこは問題があると思ひるので

そこで一つお伺ひいたしますが、現在の大学、短期大学を含めて、において一般教養を非常に重視しているといふことはいいのですが、それがために専門科目の方が不足する。高等学校でやつてきた一般教養的な科目と、大学における一般教養の科目とがだいぶ重複して、それは程度は高いかもしれぬ方法では違ひながらも繰り返す。論理学なり倫理学なりやつてきたものをまたやるとか、心理学をやつてきたのをまた復習するといふようなことになつていふと思ひます。それは単位でありますから、選択によつて補えるじゃないかと思ひますが、どうもそういう傾向がある。そういう点は高等専門学校なり五年間一貫してですから重複が省ける、そこに能率的に専門に必要となるところに精力が使えるといふことで特色ができると思ひますが、どうなんでしょうか、相当重複的なあれがあるように思ひますが、そういう傾向がありますかどうか、その点をお伺ひしたいと思ひます。

○天城政府委員 現在の大学基準によりますと、いわゆる一般教養科目の必須がございまして。これが人文系、自然科学系、社会系それぞれ十二単位ずつとい

う系列がきまっております。どうい
う進路にいくにしても、一般教養、人
文、自然、社会系それぞれ十二単位ずつ
という基準的な拘束があるわけであり
ます。短大は同じような短大基準によ
りまして、大学のある程度圧縮した姿
をとっており、それと、それぞれ四
単位ずつ人文、社会、自然の系列がご
ざいます。これが二カ年の非常に短い
教育でございますので、これが専門の
科目との関連で特に人文、自然、社会
という形で一般教養を四単位ずつとり
ますと、専門科目との関係で何と申し
ますが、若干一般科目の拘束が強過ぎ
まして、専門科目の弾力的な割り振り
が困難であるという実情は指摘されて
おります。また高等学校でやっております
ものと、一般教育の三系列とのそ
れぞれの内容の重複の点も問題になっ
ておりまして、大学につきましては、中
央教育審議会において大学の問題を議
論しているときにも、やはり一般教育
の取り方についても少し弾力的な考
え方をしたらどうか、特に一般教育科
目と、それから専門の基礎との関連と
いうことも十分考えれば、重複や空白
というものがなく充実した教育が同じ
期間内でもできるのではないかという
ような指摘がされておりました。私た
ちも本来の目的を殺すことのないよう
な形でこの辺の工夫はいたさなければ
ならないということを先ほどお話しし
たわけでありました。

○米田委員 関連してお伺いたしま
すが、今技術系統の国家試験がどのく
らいございませうか、中級以下で。突然
です。おおよそでけっこうです。
○大丸説明員 ちょっと全般的に当
たってみますと、見当がつかかると
のではありませんが、一、二見当たるのを
当たってみますと、たとえば建築士が
ございます。これは国家試験がございま
す。技術系ですと測量士がございま
す。それからこれは最近でございましたが
度でございますが、技術士というものが
ございます。その他資格要件をきめて
おります試験のございますのは、
ちょっと当たりましたところ、そのく
らいでございますが、そのほか大学の
卒業資格によつてございまして、今日
につきましたのはそれだけでございま
す。

○米田委員 私はちょっと思いついた
のですが、戦前は乙種工業学校とい
うのが相当たくさんありました。各種学
校のようなもので、今の高等工業学校
というのとは三年間きつちりかか
りません。年限もかかるし、程度の高いもの
が養成されますが、一、二年程度で、
相当の年令に達しておれば、やや高等
工等学校に匹敵する実力を備える者を
養成するということは、私は必ずしも
三年でなくても可能だと思ふ。そこ
で町に各種学校で一年半なり二年程
度のものが、ちょうど英語学校がた
くさん今町にありますが、あんなにた
くさん格好で相当の技術系統の各種学
校ができるということが、所得倍増の技
術員を養成することに相当役立つだ
ろう。これは文部省直接の御所管では
ないはずですが、何らかのアイデアで
そういう方向をつくる必要ではないか
ないか。それからこれに関連して、そ
ういふような教育機関がございながら、今
の国家試験をこれに焦点を合わせて制
度を設けていく。たとえば機械なら機
械の何級というものは今までありま
せんが、何級程度の機械技術士である

かというように一つの国家試験のよう
な制度を設けていけば、実力をいろいろ
の方法で養成するといふような態様の
士がたたくさん私は日本にあると思ふ。従
来、これは教育機関を直接所管してお
られる文部省のお仕事ですから、高等
工業学校であるとか、今の高等専門学
校であるとか、そういうたうようなもの
が多く出ておりますが、そういう国家
試験といふような制度をこの際創設せ
られて、これは場合によれば短期大学
に匹敵する程度の、やや高級な試験も
必要であるかも知れません。それか
ら高等工業学校程度のもの、もしくはそれ
のちよつと下の昔の乙種工業学校程度
のもの、そういうものをずらりと並べ
て、そしてその選考範囲をうんと狭め
てやられるといふようなことになれ
ば、部分々々に通じた人がその資格を
取るというようにことが相当可能に
なってくる。これは何も大都会でなく
ても、こういう方法であれば勉学の道
はできるだろう。ことに昼間工場に
通つておつて、実際面は十分知つて
おつて、あと学問の方を少し習えとい
い、こういうようなことではないかと思
ひます。それが助けになるのではないかと思
ひます。そういうような基本の考えから
国家試験の制度を創設していく。巧妙
に細分化して、大まかではいけないで
すよ。たとえば一級建築士とか二級建
築士といふような非常に広範の学問
を修得しなければ合格できないような
高度の、しかも広い範囲のものは、
これはこなしきれない。それでなし
に、非常な部分的なものの、程
度もやや低いもの、それから段階的
に、それを取れば、今度はもう一つ上
の段階のものを取るというように制度

の工夫をすることによって、学校教育
のほかに、補充的にかなり大きなもの
が私はできなくちゃならぬと思ふ。
今、終戦後、英語学校といふものは御
承知のように非常に多いのですが、あ
れほどいなくなつても、私は相当な分量
がこなしなくちゃならぬと思ふ。
で、そういう方面の御工夫を一つ大臣
ともども御研究を願つて、何らかの打
開を私は期待したいと思つておりま
す。

○天城政府委員 今の御質問の御要旨
は私も非常に同感でございます。ま
た、また教えられるところがたくさん
ある問題点だと思ふのでありますが、
こまかいことは今手元に資料がござ
いませんで、おわかりませんが、労働省と
の関係で現在かなり多くの技能検定が
行なわれております。その技能検定を
行なうために、技能検定を通るための
教育訓練をどういふ形でやるかとい
ふことで、御指摘のように、非常に種
類の多い各種学校が現在できておりま
す。英語学校、洋教学校といふことじ
やなしに、工業関係の技術的な各種学
校が現在できております。もう一方私
たちの方の所管では、社会教育通信と
いふか、通信教育の形で、最近では
技術系統が非常に出て参りましたが、
この教育と技能検定を結びつけてい
けば、今御指摘のような形での方式によ
つても幾つかの技術者の養成ができるの
ではないかといふことはわれわれも考
えてはおります。特に倍増計画の流れ
の中で中学校から高等学校への進学者
が非常にふえて参ることが見込まれる
のでございまして、なお中学校を終
了して高等学校へ行かない十五才以上の青
少年の教育をどうするかといふこと

を、私たちも昨年の教育白書で
指摘したわけでございます。そういう
青少年にも何らかの形で技能教育あ
るいは技能訓練を授けるといふ意味
で、今申し上げました各種学校ある
いは通信教育といふようなものを最大限
度に活用し、それに今労働省の考
えられておられる各種の技能検定をかみ合
わせていけば、青少年の教育という面から
も、また社会のそれぞれの技術を持
った人たちの養成といふことからもい
んじやないかといふことを考へて、よ
り検討はいたしておりますけれども、
現在数字的ないろいろの資料を持
ち合わせておりませんが、大へん抽
象的でございますけれども、そういう
ことをお答え申し上げます。

○竹下委員 先ほど私が中級技術者
についての概念についてお尋ねしたわけ
でありましたが、ただいまも御答へに
ございました通り、科学技術会議諮問第
一号に対する答申におきまして「研究
または生産の場において、研究者または
技術者が組織的にその活動をおこな
うに際しては、その一般的指導の下に、
これらの者の専門的補助者となりうる
者、すなわち中級技術者や研究補助者
の存在を云々、こういふふう」に書かれて
あります。またさらに中級技術者の問
題につきまして「大学卒業業者のそれが
未知領域を自力で開拓しようとするため
の訓練であるのにくらべ、むしろ既知の技
術を用いる能力の修得」が中級技術者に
必要であるといふような書き方がなさ
れておりますが、そうしたところから
いたしまして、私はこの高等専門学校
において学ぶことによりまして養成さ
れる技術者といふものを、おおよそ理
解することができるとありますけれども

も、あえて私がこういうことを申し上げるゆえんは、高等専門学校と、小學校、中學校、高等學校、大學、盲學校、聾學校、養護學校及び幼稚園とする。とありますが、その「大學」と「盲學校」との間に「高等専門学校」というものをはつきりと加えるというのがこのたびの學校教育法の第一條の改正でございまして、あくまでも學校教育法に基づく學校でございまして、そこで中級という言葉から受けることの印象というものが、そしてそうしたものの科學技術會議の答申の抜粋等から受ける印象というものが、いわゆる高級があり初級があり、その間の技術、テクニク、ハンドリング、そうしたものの格づけであるような印象を与える。それがゆえにこそ、これがインスタンツ教育であり、あるいは産業界に従属するものであるという批判も生む一つの要素となつておるのではないかという感じがございまして、そこで提案理由の中で申されております中級技術者というものは、そういう意味の一つの技術水準からする中級であるとともに、技術改革のこの世界の中にあつての中堅的な役割をする技術者、こういう考え方で私はこれを理解したいと思つておりますが、その点について大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○荒木國務大臣 ちよつと明確に申し上げかねる面もございまして、竹下さんが言われたのはほぼ同じような氣持で私も受け取っております。話が少しそれますけれども、先刻もちよつと鈴木さんにお答えした中であつたかと思ひますが、所得倍増になぞらえて申し上げれば、大學卒業程度の科學技術者が今のままだと十七万人不足をする。そこで大學の學生定員を十年後に一六六千人ふやし、累計すれば七万人余りが供給できるが十万人近くが足りないというところで、申し上げねども御承知の通り、數字が出ておりますが、その大學卒業程度の科學技術者という中には四年制の大學と短期大學を想定しておるわけでございまして、その表現の仕方からいいますと、上級、中級などという差別はなしに考へておるわけでありますが、それと學校制度からいって、學校教育法の中に書いてあります今お読み上げたになった學校の分け方は、短大というものは特に出ていないで、大學の一種としてその範疇に入つておると思うわけであります。學校そのものは技術というものを中心に上、中、初と分けること、概念の分け方は二種類になつておると意識するわけでございまして、學校制度等から申し上げれば、高等専門学校は大學に準ずるものという理解をいたしております。技能ないしは技術というところからいけば、四年制大學に對しましては、短大と並んで中級技術者だ、こういうふうな概念の受け取り方で私も考へておるつもりでございまして、嚴密な學問的な根據あるいは法律そのものに基づく定義づけというものはございせんが、今竹下さんおっしゃったのはほぼ同じような受け取り方をしております。

○竹下委員 ただいまの御答弁でございしますが、私があえて申し上げましたことは、その學校の中で教育を受けておる學生というものは、それは老人もときにはおりますけれども、ほとんどが私どもよりも若いと思う。そういう若い青年が夢なり希望なり、あるいはある種のロマンチズムなりヒロイズムなり、そうしたものを携へて學ぶ際、おれは中級技術者の養成機關におるのだというところから受ける印象よりも、私は大臣が提案理由の中に言つておられます中堅技術者であるというその中堅という言葉から受ける印象というものが、學生にとつては私はどうともいふのである。そういう意味においてあくまでも學校でございまして、そこでそうした青年の夢とか希望とかそうしたものを総合して勘案した場合の中堅技術者というものであつて、今後私はこれらの諸般の問題に中堅技術者の養成であるという提案理由にお示しのごとく、そういうものの考へ方なり氣がまえて臨んでいただきたいという意味のことを私は申し上げたかったのでございまして、それがゆえに中級技術者の定義とか、そういうことから引っぱり出したのであります。そこに一つの心がまえの問題があるかと思つてございします。

さて、各般の点から質疑を展開いたします中においてきつめて明瞭にせられましたが、いわゆる一つの産業界のみからの要請に基づく、それに従属したものをとつた場合に考へたものではないということ、明らかに教育の見地から、各般の角度からこの新しい一本の六・三・五制という柱が必要であるという判断の上に立つて、この高等専門学校法というものが提案されたというところは明瞭になつたと私は思ひます。

そこで最後に、この一本の柱というもの、中教審の昭和三十一年十二月十日の答申においてその一つの根據となつております。ところがこの答申はあくまでも短期大學制度改善についての答申である。すなわちこれを拝読いたしますと、そこに高等専門学校を必要とする一つの思想が出て参りますものの、これ自体はあくまでも短期大學制度改善についての答申である。だから中教審というものは文教行政については大きな權威ある存在であることは私も認めるのでありますけれども、その權威はもとよりのこと、さらにこの科學技術者の振興方策についての答申、そしてまた各國における學校系統図及び高等教育機關の種類等、私もここに用意いたしておりますが、そうしたものを、そして産業界また教育界、中小企業団体、科學技術者會議、府県、地方団体また教育者の一つの団体でありますところの高等學校長會、そうした各方面のものの意見を勘案して、ここに一本の柱を立てたという態度を強く堅持せられて、將來この高等専門学校教育の運営について積極的な諸施策を打ち立てられることを要望いたしまして、私の質疑を終ります。

○荒木國務大臣 御要望に對しまして、これ以上かれこれ申し上げることもないと思ひますが、まさに今おっしゃったような考へ方の新しい制度を作る、付加するといふ建前であることは午前中の御質問に對してお答えを申し上げた通りでございまして、あくまでも教育の目的は社會に役立つ人を作るといふこともありますが、その前に學生生徒に、青少年によりよき教育の場をあらゆる努力をして作り上げるといふことが根本であつて、その結果が産業界の要請、經濟界の要請、日本の進展に寄与するということにあわせてなることが當然理想として考へられねばならない。そういう必要に應ずるための制度としての高等専門学校であることは申し上げるまでもございせん。そのことをコンバインする意味において最後に御要望をいただいたと理解いたしまして、蛇足でございしますが、以上のことを申し上げます。

○濱野委員長 小林信一君。

○小林信一委員 せっかく高等専門學校の設置ということがいいことであるという雰囲気の中に私のような質問をするのはいいかげんと思つて実は遠慮したのですが、坂田委員から時間ななるべくせざたいといふことで質問せよという御命令ですから、せっかくの御趣意を無にしてはなりませんので質問したいと思ひます。と申しますのは、私も今竹下委員の御質問をお聞きしておりました、これになお私としてもお聞きしたい点がたくさんございまして、その点をこれから質問して参りますからお答え願ひます。

まず第一番の社會の要請という問題で質問が展開されたわけですが、お聞きして参りました、竹下委員はきつめて簡単にこれを了解されたのですが、もう少しその要請の内容といたつたものをどういふふうに文部省は受け取つておつたかという点も私はお聞きしたいのでございまして。と申しますのは、どこから要請があつてどういふところから要請書が出ておつたというその要請書の出た結論を申されたのですが、その人たちは、どういふ趣旨でどういふ目的をもつて要請されたか、その点を逐一お伺ひしたいと思ひます。と申し

ますのは、私の疑義をはさんだのは、従来の六・三・三・四という制度の中で作られる技術家というものが、どうも不満であるということだとするならば、これにこたえて、この高等専門学校制度というものを文部省は、自分の今まで維持しておいた学校制度というものを無視したことになるわけでごさいます、この点、もう少し明確に御答弁がなされないと、私は非常に疑惑を持つものだと思うのです。それで工業高校では現在の技術界なり産業界にとって程度が低いといったようなことを文部省はお考えになったのか、あるいは大学卒業生の程度では少し高過ぎるというようにお考えになっておられるのか、こちらに非常に疑問があるのです。単に要望書が出たから、それに沿うということであれば、かえって竹下委員の問題にされておりました、単に工業界の要請に適合した、追隨した文教行政であるということのみならず裏書きしておるというように形になるわけでごさいます、もう少しこちらに明確な御答弁を明示していただきたいと思ひます。

○荒木国務大臣 経団連その他からの要望があったということは、私は一つのアクセサリだと心得ております。それより以前に六・三・三・四の学校体系というのは戦後今日まで習熟して、その体系それ自体もちろん本来の建前として堅持していくべきものと私は心得ております。ですから、いわゆる単線型の典型的なものであるわけですが、そのたくましい単線型の学校体系というものはそれ自体りっぱなものであって、堅持すべきことは今申し上げた通りですが、およそ学校教育

について国が国民に対してサービスするという側面によって考えるという角度から申しますれば、教育のための教育であるはずがない。あくまでも国民本位の、青少年本位の青少年の幸福につながるということが基本的な目的でなければならぬと思うわけでごさいます、そういう意味で受け取ります場合に、単線型でなければ絶対にいけないのだというのではないと私は思ひます。むしろ諸外国の例にも見ます通り、諸外国の例をとるまでもなく、教育を受ける側に立って見ました場合に、その人々の一人々の能力なり環境なりという諸条件に応じていろいろな教育体系が、極端に申し上げれば、多ければ多いほど教育の機会に恵まれるはずでごさいますから、そのことが基本的な目ざされねばならないと思う次第でごさいます、そういう角度から見ます場合に、同時にまたそれが社会人となって学問そのものの探求におもむく人もございましょう、学問なり技能なりを学校教育を通じて得ました社会人となる、その社会人となった場合に、社会の必要と密着してその個人の生活が幸福であり、安定するという結果づけも当然考えねばならないものと思うわけであります。そういう意味から、家庭の事情その他でもって六・三・三・四のコースではいけないが、しかし六・三・五という体系ならばいけるといふ人も当然あるわけであります。そのことがまた社会に出ました場合に、現実には要請もあり、同時に当面経団連が要請したからけりうだということも一つのアクセサリ的には考え得るのですけれども、技術革新の現在から将来を通過して

みましても、その線に立って考えて、ますますその必要性は多くこそなれ少なくなるはずがないということも疑いなき事実かと思ひます。青少年そのものの幸福につながる一つ、社会の要請にもこたえる、それがとりもなおさず本人の社会人としての幸福につながる限りにおいては新たなものが考えられてしかるべきだということに根ざしての制度だと私も考えておるのであります。そのもとで客観的なものの考え方の裏づけとしましては、中教審で多年検討されました結論、現在ある短期大学との関連ではございすけれども、高等学校とあと二年ないし三年を結びつけた教育の必要性を学問的に、あるいは政策的に検討されました結論が出ておまして、そのことに論拠を置きながら、社会的な必要性、将来に向かつての当面のそういう要請——要望書ではなしに、長きにわたって見通ししても、その必要性があり、結びつくものがあることを信じてみるべし、かように制度を立ててしることを申し上げたことである。なおお尋ねの具体的な要望の趣旨等につきましては、必要であれば、政府委員なり説明員から補足させていただきます。

○小林(信)委員 先ほど私が申し上げました通り、竹下委員の方からの御質問に答えた文部省の態度がまことに簡単であるということから、その点をさらに深くお聞きしたいという点でお尋ねしたんですが、はからずも大臣のこの法案提出に対するお考えが述べられたんです。これは私もその点について一つの疑問を持っております。

で、機会を見てお尋ねしようと思っておったのですから、この機会にその点をさらに大臣とお話ししておきたいと思ふのです。従ってしばらく最初の質問の趣旨はおきまして、お話をしたいと思ひます。

と申しますのは、大臣は、非常に希望はあり、素質は持っておつても、進学の道というものは財政的なものから阻止される人たちがたくさんある、こういう人たちの希望を満足させるためにも、単に一本の体系というようにものを堅持していくことが文教行政の目的ではない。やはり複線というようにものを作って大ぜいの国民の満足を買うということがまた必要であるという点から、前には教育の機会均等という言葉をお使いになられまして、この高等専門学校の設置にしてお考えが述べられたんです。私は機会均等ということは、教育行政をする者の大きな責任である。これは十分に考えていかなければいかぬという点では、私も賛成するんですが、この機会均等という意味をこれへ当てはめて大臣がいられることは、趣旨はわかるんですが、何か意味のはき違ひをするおそれがありはしないか、私はこう思うわけなんです。要するに、国が衆知を集めて作った六・三・三・四という学校の体系というものは、もちろん大臣が御心配になられるように、国民全体を満足させるようなことができないかもしれませぬ。しかしそこにはいわゆる教育の機会均等という政治責任というものが、時には奨学資金を与えるとか、あるいは助成方法をもままして、そういう人たちの進学の道を切り開いていくということが機会均等であつて、この機会

均等そういう人たちに満足させるために今の体系を改めて、すぐ単線型を模倣型にしていくことが機会均等であるということになってしまつと、機会均等の本来のものが失われるような感もするわけですが、その点はいかがですか。

○荒木国務大臣 本来のと申しますか、教育の機会均等の理念というものは、散密に言えば、むずかしくてあしらいかねる面もございすけれども、人のおの能力を自分自身の社会的環境というものは固有のものがございす。

その固有のものに応じて千差万別でございすけれども、しかしその人なりの能力、条件のもとに教育を受けようとするれば、受け得る機会を与えらるというそのことが教育の機会均等に對する国としての責任の点ではないかと思うわけでごさいます。

そういう意味から申し上げまして、四年制大学の、しかも学問のうんのうをきわめ、人間の教育を受けると同時に、研究を主眼とするという大学に行きたい、行き得る人、そういう能力のある人もございすけれども、ここに御提案申し上げているような、五年間の教育を通じて工業に関する専門的な教養を受けて社会人となるのが最も適した人もあまたあるであろうことは当然考えられるわけであります。もしこの制度なかりせば、四年制大学にはいけない。従つてやむを得ず工業高等学校で終わらざるを得ない、そのあとは社会人となつて産業界にも入つて、その会社の技能教育施設にたよるはかないというコースをたどるかと思ふのでありますが、そういう人があつたと仮定いたし

まして、その人々に対して今申し上げた意味合いでの教育の機会を与える、そういうことで重要な意義があり、使命を果たし得る制度だ、かように理解するわけであります。

○小林(信)委員 大臣の気持はよくわかるわけで、その気持は国民のひとしく賛意を表するところだと私は思います。しかしそれには教育基本法でうたっており、教育は機会均等でないければならないというこの精神が十分に生かされた場合には、私は大臣の説にほんとうに賛成をするものです。と申しますのは、十分な教育の機会均等の施策というものがなされておるならば、これは理想論かもしれないけれども、国の費用でもって、その本人に希望があり、しかも素質があるならば、うちの財政がどんなでありましようとも、四年制の大学を卒業さすような道が講ぜられると私は思うのです。これは、世界各国のいろいろな事例が先ほども取り上げられまして審議が進められたのですが、世界各国の中に、全部学費を国がまかなって、そして本人の学究の目的を達成しているところもあり、高度の科学技術をそのために高揚しておる国々もあるわけなんです。従って私は、この本人のそうした進学の希望を満足させる教育の機会均等の政治責任を果たすということももちろんございしますが、今非常に科学技術の高揚というようなことを要望されておる場合とすれば、もっと国民全体の科学性、あるいは技術に対する知識、こういうふうなものを高揚する道も考えられなければならないと思うのです。こんな一部分の高等専門学校の問題でもって日本の科学技術の問題が解決されるんということを言っておくことは、私は、国としては、どっちかといえは時代におくれた措置だと思ふのです。国民全体のそうした水準を高めていくということが大きな目標であって、世界各国はこの点に相当な努力を払っておると思うのです。山間僻地の学校は、町村の財政が苦しいために十分な科学知識を身に備えるような設備などは全然されておらないわけなんです。そういうところに政治的な配慮があつてこそ、私はほんとうに日本の科学を進展させる、あるいは、産業を進展させる道があると思うわけなんです。そういう機会均等というところが大事なものであつて、こうした前提となるべきものが、とにかく私の考へでは、残念ながら今の施策としては非常に不十分だと思うのです。その不十分の問題をいいて、こういうふうな道を講ずることが教育の機会均等の道であるというふうに——私はそれほど極端には承っておりませんけれども、国民の誤解を受けるようなことは、私は問題であると思うのです。これはいづれ大臣に特別に私は御質問申し上げて——この高等専門学校の最も根幹となるものでございしますので、お伺いしようと考えておるわけなんです、これは関連質問でございしますが、官房長の方から、先ほどの答弁をもう少し深めて御説明を願ひたいと思います。

○荒木国務大臣 ただいまの点でございしますが、後ほどまたお尋ねがあるかとも承つたのですけれども、今おっしゃることは私も同感でございします。教育の機会均等というものがこの高等専門学校の問題で尽きるとはむしろ思つていないことは、先刻申し上げた通りでございまして、第一に、義務教育にいたしましても、理想に遠ざかることはあるものがあることを痛感いたします。また、地域的に申しましても、市街地と山間僻地とは相当の格差があるという事実も認めざるを得ません。その点についての努力がまだ足りていないことも痛感する課題の重要なことのひとつでございします。それは今後努力していくべきことであつて、それをなおざりにしてよろしいとは毛頭考えておりません。さらにまた、六・三・三・四という学校体系の中で今の大学制度の実態を見ましても、まだ十分でないことがたくさんございします。それも痛感いたします。今日これも義務教育と同じような意味において重大であり、努力すべき分量が今後に残されておると考える次第であります。それはそれとして、あらゆる努力を注ぎ込む、それはそういうことだと御理解下さつて、この問題をまた一つのこととしてお考えいただきたいと、私どもの本意ではないのでございします。それから、その点は一つ御理解をいただきたいと思ふ次第でございします。また、経済的条件なり本人の生活環境のゆえに、金持ちの子弟は四年制の大学に行けるが、貧乏人であるから行けないという、これもむろん望ましいことではないわけでございます。ただ、たとえば共産主義の国におきましては、教育は国費でやっておるかとも想像いたしますが、よしんばそういう国にいたしましても、やはり日本でいうならば、六・三・三・四の本来の大学に行く者も能力に応じてやられるでありましょうし、現にソ連にもあると承知しております。たとえば高等専門学校の

ごときところに行く適性の人は、そのコースを経て国費でもって育成するということたらざるを得ないのが現状で、実態でありますから、その基本的な政治条件のあり方は別として、日本は日本なりの、今日ただいまの状況下におきましても、ソ連ならソ連と同じように、大学に行くべき本質を持った人はその方に行く、この方が適當である人はこの方に行くという自由に選択の場を与える。そのための制度を打ち立ててその求めに應じるという意味において御理解いただければどうかと思つて御提案申し上げます。

○小林(信)委員 私も大臣の気持はよくわかるので、大臣、そういう誤解を受けないような御発言をなさることが大事だというふうな意味で実は申し上げたのです。四年制の大学へ行けないような子供たちのために二年減らした五年の課程で一人前にさせてやろうということをおまじり強調されれば、しかも教育の機会均等の行政を責任からやっておられるというふうなことを言われれば、本来の教育の機会均等という問題はなくなるといふ考えで私どもはおるわけなんです。大臣にこの点は特に御注意していただきたいと思うのです。

そこで、だいぶ混乱をしてきて委員の連中もあきてきておるようでありまして、私の方も実が入りませんが、竹下委員の質問事項で、今のような、たとえば社会の要請があるとか、そうしたら、官房長の方から教を盛んに列挙した。そうしたらもう竹下君はそれでもって了解されちゃったのですが、これを文部省がどういう意味で了解したか。そういうことが、どうも今の質疑応答の中にはたくさんあるわけなんです。私は、関連してそれを御質問申し上げようと思つて立つたわけなんです。が、どうも、あまり御迷惑がかかるようですから、それだけでとどめたいと思ふのです。

○天城政府委員 先ほど私、要望の意味が非常に広いと了解いたしましたものから、どういふ方面からあるということだけを申し上げたわけでございますが、小林先生から特に、さらに中身に入つてのお話でございします。私たち、やはり中教審でいろいろ御審議いただきましたことを中心に問題を考へております。先ほど申し上げましたように、二十九年から今日まで三回にわたつてこれに関連する答申がございしますが、それも一々申し上げると非常に長くなりますので、たとえば第一回、昭和二十九年十一月十五日の答申におきましては、「大学入学者選考およびこれに関連する事項についての答申」ということで、大学入学者の試験問題に関連して大学制度に及んだいろいろな事項についての答申の中で、大学の入学試験の方法についてこうしたらというふうな御意見と関連いたしまして、「大学の入学志願者数に対し、大学の収容力が少ない現状にかんがみ、収容力の増加を図るということも検討すべき問題であるが、それよりも、まず各大学に対する志願者数、平均化するこゝに努力することが必要である。その目的を達するため試験方法ばかりでなく、制度その他の点についても考慮する必要があります。」ということ、大学にはいろいろな性格がある、大学の性格をそれぞれはっきりするというところにすれば、学生も自分の志願と合せて

行く学校もはつきりするじゃないかと
いうことの一環として、その中で、「短
期大学の課程と高等学校の課程とを包
含する新しい学校組織を認めること、
充実した専門教育を授けるためには、
五年制の課程において」云々、こうい
う答中が第一回にございます。第二回
目の三十一一年の答中は、さきに大学入
学者の選考に関連して短期大学制度の
改善について答申したけれども、その
後というわけで、今度は短期大学その
ものについていろいろと答申がござい
まして、その中で、短期大学の恒久化、
特に五年の一貫教育という問題につ
いて触れておるわけでございます。そ
れから三十二年の十一月の御答申は、特
に科学技術教育の振興方策についてと
いう観点からの答申でございまして、
これにおいても、科学技術の振興につ
いていろいろ触れておる中で、「短期
大学と高等学校とを合わせた五年制ま
たは六年制の技術専門の学校を早急に
設けること」というふうに出ておりま
して、いろいろな角度から考えられて、
やはり五年制の一貫教育が必要だとい
う御答申を、文部省といたしましては
一番教育的に考えておられる中教審か
らいただいたおるわけでありまして、こ
れに関連いたしまして、われわれは従
来から幾たびか案を具して国会の御審
議をお願いしておった経過がございま
す。

術者が空白を来たしておる、そういう
教育機関が必要だというような御意見
や、短大に対しての御批判から、高等
学校段階と合わせた五年制の専門学校
が必要だというような――これは経済
界の立場からの御要望でございます。
各種のそれぞれの立場からの御要望が
あるわけでございます。それを総合
して教育的にこれがいいという考え方
でこの案を出したわけでございます。
○小林(信)委員 文部省というところ
は学問の一切をつかさどるところでござ
いますので、文章なんか、その要
旨というのをちゃんとつかんでお話を
願うようにする一番大事な府だと私は
思うのですが、今のお話はまことに中
心はずれておるような気がするのです。
と申しますのは、竹下委員が質問
しましたのは、経済界の要望にこたえ
て今度この専門学校を置いて、とかく
産業界に追随をする文部省であるとい
うようなことをいわれておるからどう
かという点で質問をされて、そうでな
いという結論を両者でおとりになった
わけですから、その点を究明するため
に今私は質問をし、御答申を願ってお
るわけなんです。もっと簡単に申し上げ
れば、今までの工業高校を卒業した
程度の者では技術が十分でないという
のか、あるいは大学卒業生の方は、技術
は上なんです、これを使うのに金がか
かって困るからもう少し安い技術家
がほしいというのか、一般はそういう
ような疑惑のもとに、文部省は産業界
に追随してこういう法案を作ったのじ
やないか、こういうようなことから出
たと思うのです。そういう点につ
いて文部省はどう考えるか、私はそのこ
とを端的に御説明願いたいと思う

のです。従来の工業高校の程度では不
十分というのか、大学出では少しよ過
ぎるというのか、国民の疑問とするこ
ころはきわめて簡単なんですから、そ
の点を聞きたいと思うのです。
○荒木国務大臣 政府委員からお聞き
になったと思いますが、私はこういう
ふうに受け取るのであります。学校教
育は青少年の人間としての完成を目ざ
すためにやるべきものであることは基
本的に当然でございますが、その結果
が高等遊民を作り中級遊民を作ること
になったのではないかと思います。
そこで遊民にならないようにという角
度から言いますと、産業界の要請とい
うものは遊民にならないという一つの
保証でもあるという意味において意味
があるかと思うのであって、産業界
の、経団連の要請があるからそれに応
ずる学校制度を考えなければならぬと
いうのは本末が逆だろーうと思います。
先ほど申し上げましたような意味合
い、青少年の特性なり能力に應ずるも
ろもの制度がある方が教育の機会均
等の意味においては趣旨にかなう
ゆえんであるというのがまずあって、
しかもそれと同時に、ただ学問的には
相当程度にいったのだけれども、社会
に出ては使えないものにならぬという
はいかぬと思ひます。その考慮を払う
についての参考の意見として、経団連
その他の団体からの要請というものが
裏づけするといふつながりに本来は逆
に理解するのが当然のことだ。その理
解の上に立って学校制度のことを考え
るのが私どもの立場だ、そう純粋に
思つて、この問題を御提案申し上げた
のは先刻申し上げたことに對する補足
的な説明として、お許しをいただきました

いと思うのであります。
○小林(信)委員 大臣は御自分が純粋
な気持を持っておられるから、この点に
いささかも疑問もなく、今のような御
答申をなさるのですが、何か今までの
工業高校では不満である、大学卒業も
何か不満であるというようにことに応
ずれば――今の六・三・三・四というの
は、先ほど申しましたように、国民の
衆知を集めて作った学校制度なんです。
それを一応否定されるような形であつ
て、それを文部省自体が承したら、今
までの学校制度というものは非常に威
信のないものになってしまうわけでは
ないか、これを保持してきただけで、
今日までこれを持続してきた以上は、
何かこの六・三・三・四というものは
国民全体の信頼があつたわけではな
い、要請があつたから簡単にこれを
直すというふうなことになるかと、
学校制度そのものに権威がないと同時
に、文教行政にも非常に権威がないこ
とになってしまうわけなんです。だか
ら私は、今産業界が要望しておるもの
は、高等工業の程度では少し技術が低
いというのか、あるいは大学卒業生は
高くて使にくいというのか、こうい
うふうな国民の単純な疑問を解決する
答申をしてほしい。大臣のおっしゃる
ことを聞いておりますと、かえつて今
度は学校制度というものをみずからが
否定してくるような形になつてくるの
です。この点について、大臣でなく
て、官房長の方からお伺ひいたしま
す。
○天城政府委員 これは先ほど大臣も
触れましたように、学校制度、そうい
うことを申し上げると少し理屈がく
なりまふけれども、学校制度はやはり国
民の要望と申しまして、進学する青

少年の立場、父兄の立場、また卒業生
を受け入れる社会の立場、それから教
育上の理論とかいふようなことがいろ
いろ考えられた末に定めらるべきもの
であらうと私たちも承知いたしてお
りますので、今小林先生の御質問のよ
うに、端的にこのところとこのところ
がどうかという御質問だけでこの問
題をきめたというふうにご考へること
は、私たちも無理だと思つてござい
ますが、それらのことを前提に置きま
して、今先生の御質問の点をお答え申
し上げますれば、産業界の要望とい
はしましては、大学も高等学校も、また
この高等専門学校卒業レベルの技術者
も、いろいろな段階の技術者が必要だ
というふうなお考えだ、こういうふう
に了解いたします。
○小林(信)委員 いろいろな段階の技
術者が必要である、これをもつともた
といふふうには文部省は了解するわけ
ですか。
○天城政府委員 ですから、お答えい
たしますが、技術の進歩に伴う産業界
のいろいろな規模や発展から考えまし
て、これは大企業もございまして、中
小企業もございまして、いろいろな企
業の姿がございまして、それらを全体考
へました場合に、結論的に三種類くら
いの技術者が必要だろーうというこ
とをわれわれも考へております。
○小林(信)委員 私先ほど技術家に
高級、中級、初級という程度をつける
というお話を聞いておつて、両者と
も、答申をする方も、質問をする方
も、そういうふうな形が当然あるべき
だといふ形でもつてお話し合ひをな
さつておつたのですが、科学技術をほ
んと進歩させていく、産業界を伸

展させていくというようなときに、技術家にそんな初級、中級、高級というようなものを作っていくということ、ほんとうはかえって科学技術の伸展することを阻害するものであるかもしれない、こういうふうには思いますが、初級の者は中級になろう、中級の者は高級になろうというような意欲をそそぐことは、私は効果があると思うのです。だがそういうふうなものをあらかじめ作っておいて、そうして学校制度の中でも初級のものを作る、中級のものを作る、あるいは高級のものを作る、またその中を今は三段階であるけれども、五段階にしたり、十段階にしたりする方法もあるかもしれません、そういうことを学校教育というものはあらかじめ想定をしてやるべきかどうか。そうすると従来の文部省の文教行政として作られた六・三・三・四というものは初級と高級しか作らなかった、こういうふうな解釈されてもよろしゅうございますか。それはやはり文部省は了承するわけですか。

○天城政府委員 先ほども竹下委員の御質問で、上級、中級、初級という概念は、私どもも定義的に申し上げることは非常にむずかしいということを前提に置きまして、科学技術会議の答申で使っております定義はこういうことがございますということを、御披露がたがた申し上げたようなわけで、初めから社会の階層を作るような意味で学校制度を作ることは、御指摘の通りわれわれは考えておらないわけでありますが、学校制度を国の制度として考える場合には、やはり先ほど申し上げましたように青少年の立場も、父兄の立

場も、受け入れられる社会の立場も、いろいろな面を総合して考えなければいけないのではないかと思うのであります。現在、技術革新を中心とした産業の伸び、産業社会の変化というようなことから、特に今日そういう段階の技術者の要望も非常に強くなってきたというところを、われわれも認識しておるわけでございます。

○小林(信)委員 これはこの問題だけでなく、文教行政、科学技術振興というふうな基本的な問題で、もっと文部省の見解というものを聞きしなればならぬような気がするわけなんです。初級、中級、高級というふうなものは、社会が作るなら社会の中で作ってもらえばよい、その基礎的なものを学校教育の中では作ってあげばよいわけなんです。それで高度の科学技術を伸展させるためには、せつかくの優秀な者が、初級程度と評されるいわゆる工業高校でもって終るような者がありましたら、これは行政の責任で助成方法を講じて大学にまで進む道を開けば文部省はいいわけです。それを社会が作ってきた、何階級かに分けた技術体系をあらかじめ教育の中に入れて、これに応じようというようなことこそ、いわゆる財界、産業界の要請に追随する教育行政にもなると私は思うのです。この点は簡単な御答弁でございしますので、文部省の中ではもつとしっかりしたものをお持ちになっておると思いますが、いずれ日をあらためてお聞きし、私たちがこの点を勉強して参ります。これで質問を終わらせていただきます。

○濱野委員長 本日はこの程度とし、明十三日午前十時より参考人より意見の聴取をいたすことになっておりますので、念のために申し添えて、これにて散会いたします。
午後五時十七分散会